

令和2年（2020年）3月紀北町議会定例会会議録

第5号

招集年月日 令和2年3月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和2年3月18日（水）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	武 岡 芳 樹	総 務 課 長	濱 田 多 実 博
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	岩 見 建 志
企 画 課 長	上ノ坊 健 二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	中 村 吉 伸
環 境 管 理 課 長	玉 本 真 也	農 林 水 産 課 長	上 野 和 彦
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	宮 原 俊 也
水 道 課 長	上 野 隆 志	海 山 総 合 支 所 長	植 地 俊 文
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	宮 本 忠 宜
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	脇 俊 明	書 記	佐 々 木 猛
書 記	久 保 有 謙	書 記	家 倉 義 光

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

10番 瀧本 攻

11番 近澤チヅル

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

なお、定例会中に尾上町長から追加議案の提出があり、本日の日程終了後、追加議事日程として取扱いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 瀧本 攻君

11番 近澤チヅル君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

平野隆久議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長からの審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年3月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月5日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案13件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第5号 紀北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第6号 紀北町船津出張所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例の審査を行いました。

これも質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第10号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第13号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑といたしまして、漁港管理条例の占用期間の変更についてですが、町長が特別の必要があると認めた場合においてはこの限りではないという意味は、認めた場合は10年を超えて

もよいという意味でなくて、10年より短い期間で許可することも可能ということによいでしょうかという質疑に対しまして、答弁で、町長が認めなくても可能です。町長が特別の理由があると認めた場合というのは、10年を超える場合を想定していると思います。ただ、現状では、そういう事例は余り考えないかと思っていますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第14号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第21号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第22号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第23号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第24号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第27号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第28号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

まず、総務課所管分については、質疑といたしまして、歳入と歳出で参議院議員及び知事選挙が減額されていますが、減額した理由を教えてください。

答弁といたしまして、選挙については、概算で予算を計上しています。選挙経費については三重県に申請することになってはいますが、実績見合いで報告することから、今回、減額させていただきました。これらの選挙経費は投票所等の経費それぞれ単価で計算し、それらの単価が変化する可能性があるため、過去の選挙経費の実績を考慮し、少し多めに予算計上させていただいています。今回精算させていただいて減額ということになりましたという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、三重県知事選挙と三重県議会議員選挙は同日選挙でしたが、2つの選挙で執行金額に違いがあってもよいのですかという質疑に対しまして、それぞれの選挙に係る費用はそれぞれの予算から支出します。例えばポスター掲示場などです。ただし、共通のもの、例えば職員人件費などについては主に知事選挙執行費用で支出することと指示されていますが、知事選挙執行費用の割合が高くなっていますという答弁でございました。

以上のとおり、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については質疑に入り、質疑はございませんでした。

農林水産課所管分について質疑を終了し、次に、商工観光課所管分についてでございます。

質疑といたしまして、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業の報償費1,137万円は本会議で説明を受けたのですが、詳しく説明をお願いしますという質疑に対しまして、収入見込額等で説明させていただきます。当初予算額ですが、収入合計額で5,085万5,000円を見込んでいました。3月補正予算に計上した額は6,709万8,920円です。その差額は1,624万3,920円で、協定書でその7割ということで締結していますことから、1,137万円の報償額を補正予算に計上いたしましたという答弁でございました。

その報償額は指定管理者が用途について自由に決めることができるのですかという質疑に対しまして、指定管理者の判断で報償費を活用することができますという答弁でございました。

以上で、商工観光課所管分についての質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については質疑はございませんでした。

次に、危機管理課所管分についても質疑はございませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分の質疑に入り、質疑はございませんでした。

次に、総務課管分については質疑といたしまして、まちづくり協議会は毎年、構成委員が替わるのか、3分の2は引き継いでいくのか、構成委員の選出の基準を教えてくださいという質疑に対しまして、まちづくり協議会構成委員の任期は2年です。今年度で任期が終わりますが、2年ごとに新たな委員に入っていただいで協議していただいでいますという答弁でございました。

次に、志子小学校の利用について、施設の借用の希望があったと思うが、結果的には貸せなかったということですかという質疑に対しまして、そういうお話があったと聞いておりますが、庁舎内での議論も踏まえ、総合的な判断して書庫の設置が優先すべきとして判断しましたという答弁でございました。

次に、書庫として利用するに当たって、湿度管理などで維持費がかさむことはないですかという質疑に対しまして、2階へ設置することから湿気対策は特別必要ないと考えていますが、文書の日焼け対策のため遮光カーテンを設置しますという答弁でございました。

会計年度任用職員は勤務時間によって期末手当を支払うことになると思いますが、期末手当が支払われる対象人数はわかりますかという質疑に対しまして、基本的にはほとんどの会計年度任用職員に支給されます。ただし、地域おこし協力隊や外国語指導助手はそれらの額を含んだ年間報酬のため、期末手当としての支払いはありませんという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、旧志子小学校の書庫について、津波に対して自然の脅威は計

算では計り知れないところがあるため、町の大事な永久保存の文書を保管するには2階では低過ぎるのではないかと、本当に大丈夫なのか不安です。ほかに適地がなかったのですかという質疑に対しまして、3階よりも2階としたのは当該施設は陸屋根構造ということもあり、雨漏りを考慮して判断しています。2階の床高で4.4メートル、3メートル以上あるために決定しました。ただし、今後、津波高の想定が変わるようならば、雨漏り対策も検討しながら3階への移動も考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、対象の施設は耐震は大丈夫なのではないかという質疑に対しまして、以前に全学校の耐震診断の工事は終わっていますので、大丈夫ですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、公文書のデジタル化は今までしていたのでしょうか。旧志子小学校に移動する永久文書だけでもデジタル化して、ほかの場所に保管することは考えていないのでしょうかという質疑に対しまして、20年ほど前にはマイクロフィルム化などの話もあったと思いますが、費用面などで実現できなかったものと思います。現在、電子文書での事務が多くなってきている中で、将来的には状況を見ながら検討していきたいと思いますが、現段階では費用面等から導入は難しいと考えていますという答弁でございました。

以上で、総務課分についての質疑は終了しました。

次に、財政課所管分について質疑に入りました。

質疑といたしまして、地方交付税について前年度と比較して6,730万円の増額となっていますが、その要因を教えてくださいという質疑に対しまして、主な要因としましては、国の地方交付税の予算額が前年度と比較して2.5%増額しています。また、紀北町の公債費において、交付税に70%を算入される過疎対策事業債、合併特例事業債等の歳出が前年度と比較して約4,300万円の増額となっています。さらに、高齢者の社会福祉費の単位費用について、平成30年度、令和元年度等より増額が見込まれていることなどから約3,400万円の増額を見込んでいます。

減額の要因としましては、激変緩和措置期間の合併算定替えの増加額は令和2年度においては1割となってしまうため、前年度と比較して約3,100万円の減となります。

また、森林環境譲与税につきましても別途収入として見込んでいますが、交付税の算定からは100%控除されますので、約4,600万円の減、さらに地方消費税交付金につきましても前年度と比較して2,700万円の増額を見込んでおり、こちらも交付税からは100%控除されます。これらの増減を差し引きまして、予算計上額を36億8,300万円としました。

交付税に関連するものとして、臨時財政対策費の国の予算が前年度と比較して3.6%の減額となっていることから、紀北町の予算においても6,100万円の減額となっています。臨時財政対策費の減額分は普通交付税で交付されるものであり、これらも普通交付税の増額要因となっていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、普通財産売却収入、町民センター等移転補償費について、支所の塀や県道への乗り入れ部分の補修費用はどうなりますかという質疑に対しまして、海山総合支所に関する事業につきましては、町民センター等移転補償費に含まれていますという答弁でございました。

本会議でも説明はありましたが、町民センター等移転補償費の内訳を教えてくださいという質疑に対しまして、補償費の内訳ですが、町民センター分につきましては建物が1億8,518万4,238円、工作物が345万5,263円、動産移転費が39万8,640円、移転雑費が1,456万6,945円、立木補償費が288万7,775円で、計2億649万2,861円、海山総合支所分につきましては工作物が240万8,205円、立木補償費が95万4,613円で、計336万2,818円、合計2億985万5,679円となります。令和2年度中に三重県から頂く予定で調整を進めています。

関係費用につきましては、福祉保健課において、老人福祉センターから旧引本小学校へ社会福祉協議会海山事務所と海山ブランチを移転するための費用が約5,000万円、生涯学習課において、海山図書室と児童図書室を老人福祉センターの1階へ移転するための費用が約5,000万円の費用となっています。また、少額ですが、環境管理課において、町民センターの敷地内にある資源ごみステーションを移転させるための費用が47万円となっていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、これらの移転に関する費用は補償費で賄えるものですかという質疑に対しまして、全て補償費で賄う予算編成となっていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、ふるさと応援基金繰入金について、基金の累積額とふるさと納税の状況についてお聞きしますという質疑に対しまして、ふるさと応援基金の積み立てにつきましては、紀北町の予算の考え方として、当該年度に頂いた寄附はまず基金に積み立てを行い、後年度に取り崩して活用することとしています。ふるさと寄附金で歳入を見込んでいる1億2,000万円は、歳出予算の財産管理費の基金管理事業において同額を計上し、基金に積み立てます。ふるさと応援基金の令和2年度末の残高見込額につきましては、令和元年度の年度末残高見込額から積立金1億2,000万円と取崩し9,273万7,000円を差し引いて2億8,054万5,000円となりますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、町有財産管理事業について、町民センターの解体についてのいきさつを教えてください。相賀の架け替えに関する議会全員協議会における説明では、町民センターの一部を取り壊すとのことでしたが、なぜ今回、全体を解体することになったのですかという質疑に対しまして、契約当初は仮設道路建設に係る大会議室、小会議室等の関連部分のみを取り壊し、それ以外の図書室として使用している部分等についてはそのまま残す計画でしたが、建築後45年が経過していることもあり、3階部分の漏水がひどい状態となっていたことから、利用される方の利便性向上を図るため町民センター全体を解体し、旧引本小学校への社会福祉協議会等の移転により空き施設となる老人福祉センターに、海山図書室と児童図書室を集約する方針に変更いたしましたという答弁でございました。

次に、財産管理費の工事請負費 1 億834万3,000円と町民センター解体工事費 1 億234万1,000円の差額の600万2,000円の内容を教えてくださいという質疑に対しまして、工事請負費につきまして、町民センター解体工事費 1 億234万1,000円、本庁舎改修工事341万2,000円、地域振興会館玄関屋根防水修繕工事55万3,000円、相賀本町倉庫解体工事203万7,000円の 4 工事を合わせて 1 億834万3,000円となりますという答弁でございました。

本庁舎改修工事の内容を教えてくださいという質疑で、答弁といたしまして、主な工事内容は、長島高校時代の平成12年度から13年度に三重県が行った耐震補強工事において設置した耐震ブレースにさびが目立つようになってきており、その塗装になりますという答弁でございました。

次に、町民センター解体工事、相賀本町倉庫解体工事について、解体工事はどこが主となって進めますか、また解体後の土地の利用はどう考えていますかという質疑に対しまして、工事につきましては財政課から建設課に委託し、設計や工事は建設課で実施します。空き地利用につきましては、現在のところ検討はしていません。特に町民センター空き地につきましては、三重県からは、相賀橋の架け替え工事の期間は令和3年度から8年間ほどと聞いています。検討する時間も十分ありますので、工事が完了した際にその時代に応じた活用ができればと考えていますとの答弁でございました。

以上のとおり、財政課所管分についての質疑を終了しました。

次に、出納室所管分に入り、質疑をしましたが、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分についてですが、質疑といたしまして、地域活性化推進事業の住宅リフォーム補助金の500万円は昨年度と金額は変わっていないのですが、住民からの要望も多いと思いますが、なぜ同じ500万円になったのでしょうかという質疑に対しまして、経済的

な影響力が大きい事業ですが、財源は町の一般財源であり、長期に続けていくためにはこの金額の範囲内で実施していきたいと考えていますという答弁でございました。

今までの経済効果は算出していますかという質疑に対しまして、平成30年度の状況では109件で1,000万の交付決定額となっています。工事決算額は5,640万6,260円となっており、補助金がリフォームのきっかけとなった比率が68.8%あったことから考えますと、1,000万円の補助金でこれだけ大きな経済効果があったと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑で、地方バス運行対策事業のうち、新交通システム実証事業に係る経費が900万円以上あります。本会議では、まだ浸透しておらず利用者がまだ少ない状況であることは聞きましたが、事業を始めるまでにどのような活動をしましたかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、事業の開始に当たってはCAテレビ行政放送や広報へのチラシ折り込み、交通空白地16地区での説明会も開催しています。また、自治会連合会に対しても研修会が開催された際に説明させていただきました。それ以外に、海山地区の民生委員の方も対象に実施していますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、AIを使った事業をすることでしたが、アプリを使った運行システムを導入するということによろしいですか、また具体的なアプリは考えていますかという質疑に対しまして、スマートフォンやインターネットから予約できるシステムとなっています。アプリを使った予約も可能ですが、一般の方にとってはアプリを取得して登録するやり方が使いづらいと聞いていますので、今回は町のホームページなどのウェブサイトを使って予約する形となっていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、地域活性推進事業の住宅リフォーム補助金の申込件数と落選の件数を教えてくださいという質疑で、80件の申し込みがあり、その中で交付決定を出したのが53件、落選した方が27件ありましたという答弁でございました。

続きまして、また質疑といたしまして、平成30年度より要望が減ってきていると思いますが、工事の対象となる基準が厳しいと聞いていますので、その辺りも緩めながら、目的は経済効果ですし、最近では町内の経済状況もよくありませんので、漏れがないようにしていただきたいと思います。落選した方は次年度に優先的に実施できるなども検討をいただきたいと思いますが、いかがですかという質疑に対しまして、いろいろなお意見を頂いていますので、しっかり検討しながら進めていきたいと思っておりますという答弁でございました。

次に、銚子川流域魅力アップ推進事業の自然環境人材育成事業委託料の70万円について説明をお願いしますという質疑で、銚子川流域魅力アップ推進事業は銚子川流域の魅力を発信

するとともに、環境保全の啓発に資する経費としています。委託料の70万円につきましては、三重大学との連携事業で銚子川でのアクティビティ等を通じて自然環境を楽しみ、守り、持続的に保護していく責任ある行動を取れる自然環境リテラシーを身につけた人材を育成しながら、観光や農林水産業の振興につなげていく事業ですという答弁でございました。

次に、具体的には誰に何をさせるのか、三重大学の研究なのかどうか分かりやすく説明をお願いしますという質疑に対しまして、自然環境リテラシーとは、自然をよく理解して伝える人材を育てるということです。銚子川につきましては、夏場にたくさんの方が訪れますが、地域経済の活性化にはつながっていないという意見もあります。その中ではいろいろな自然体験事業を展開するに当たって、それを受け入れるプロがいない現状であります。三重大学では自然を学び、観光インストラクターなどを目指している学生がいますので、銚子川を活用して自然環境や体験を通じて学び、自然体験や観光振興などの地域経済の活性化につなげることができる人材を育成していくという事業でございますという答弁でございました。

質疑といたしまして、確認ですが、これはマイナンバーカードを持っていないと参加できないということですかということですが、その前にこれに関連していますので、その前の質疑で、企画総合事業のマイキーID設定補助の経費が234万7,000円ありますが、具体的にどのような経費ですかという質疑に対しまして、マイキーID設定のサポートに係る会計年度任用職員の人件費として234万7,000円計上しています。これはマイナンバーカードに付与することができるマイナポイントを活用した国の消費活性化策となります。2020年9月から2021年3月までの間で、還元率25%で1人最大5,000円分のマイナポイントがキャッシュバックされます。このキャッシュバックを受けるためにはマイナンバーカードの取得とマイキーID設定が必要になります。これは現在でもスマートフォン等でできますが、なかなか自分ですることが難しい方もおられますので、今回の経費はマイキーID設定のサポートを町でさせていただく事業となりますという答弁でございました。

確認ですが、これはマイナンバーカードを持っていないと参加できないということですかという質疑に対しまして、マイナンバーカードを取得していないと参加できません。通知カードでは参加できませんという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、まちづくり推進総合事業で、地域づくり活動支援補助金50万円が5団体に10万円上限で補助されると思いますが、今までどのように5団体に補助されてきたのか、現時点で手を挙げているところがあるのか、また補助した団体にはその後どのようなことを求めているのか教えてくださいという質疑に対しまして、まちづくり推進総合事

業の地域づくり活動支援補助金50万円につきましては、これからどの団体に補助するかを決めていきます。これは地域団体が行う地域の活性化等に資する事業を支援するための補助金ですという答弁でありました。

団体の活動によってはもっと支援すればもっとよい活動になっていくものもあると思いますが、上限を取り払って補助する考えはないということでしょうかという質疑に対しまして、この補助金については3年を限度としています。いつか独り立ちして、自分たちで資金を集めて事業を実施できるようになるまでの支援として10万円を補助することとしていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、総合計画策定事業の住民アンケートですが、これはいつからいつまでされるのか、また全戸に対してのものなのか教えてくださいという質疑に対しまして、アンケートの実施時期については具体的な時期は決まっていますが、できるだけ早い段階で実施し、ニーズの把握に努めたいと考えています。件数については2,000件を抽出して実施する予定ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、新交通システム実証実験について、各地区1台では足りなくて待つ人が出てくるのではないかという意見があります。私からも実証実験なので利用状況を踏まえて改善されていくという説明はしていますが、町民の方に対してもきめ細かく説明していく必要があると思いますが、いかがですかという質疑に対しまして、利用者の方や町民の方々から意見を頂いていますので、その意見を踏まえて改善できるところから取り組んでPRしていきたいと考えています。車の台数や体制、時間帯、料金などについてもご意見を頂いていますので、しっかりと検証して取り組んでいきますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、地方バス運行対策事業ですが、新交通システム実証はまだ1か月しかたっていませんが、観光客の利用がゼロ件と説明を受けました。観光客を対象にすることは目玉であったと思いますが、観光客に対する広報はどのようにしていますか。利用客の地区別の利用詳細はできていますかという質疑に対しまして、観光客の利用については今後さらにPRを強化していく必要があると考えます。現在は町ホームページ、観光協会ホームページ、町内のお店や公共施設、観光施設などにチラシ、ポスター等を掲示しています。

地区別の利用者数につきましては、利用者が多い主な地区は引本浦、片上、下地などとなっていますという答弁でございました。

以上で企画課所管分についての質疑を終わり、次に農林水産課分の質疑に入りました。

質疑といたしまして、外国人漁業研修生受入対策事業の予算120万ですが、実際には何人

のインドネシアの方が働きに来ているのですかという質疑に対しまして、今回、予算計上しているのは120万円で、1人当たり10万円で積算しており、12名分になります。令和2年度の研修に何人来るかは確定しておりません。研修に来る人数の実績に合わせて積算しています。

令和元年度については12名分の予算を計上しましたが、補正で3名分を減額させていただいていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、水産多面的機能発揮対策事業についてお伺いします。4つの活動組織がありますが、内容についてご説明をお願いしますという質疑に対しまして、漁業者自らが行う事業となっています。ガンガゼ駆除や自然環境を守るための環境調査やウナギの放流等の事業を行っていただいているとお聞きしていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、漁業振興対策事業の中で近代化利子補給金補助費の102万2,000円となっていますが、現在この事業を活用している事業者はどのくらいの件数になりますか。また、活用している事業者の業種も教えてくださいという質疑に対しまして、件数については、借入れの実績としまして平成30年度は15件、平成29年度は18件、平成28年度は22件、平成27年度は21件、平成26年度は18件という実績になっています。

業種については、船舶や漁具の更新に使用する漁業者の方のほか、養殖業者の方もこの近代化資金を活用しているとお聞きしていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、予算書にある102万2,000円については当該年度の申請に係るものだけですかという質疑に対しまして、平成23年度の東日本大震災に係る10年償還の借入金の利子補給金とそれ以外の4年償還の利子補給金の積み上げに、令和2年度に新たに借入れを行う利子補給金の見込みを合わせたものとなっていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、海岸環境整備事業について、黒浜進入路法面修繕工事が2,984万3,000円となっており、工事請負費では3,256万円となっています。この約270万円の差は一体どういうことなのかということと、工事の完成時期については令和3年度の夏までに完成するというので理解したらよろしいのですか、また休業中の管理についてですが、予算書を見ると黒浜の維持管理に係る経費がないように思うのですが、現状はどのようになっているのかお聞かせくださいという質疑に対しまして、黒浜法面修繕工事のほか土地改良施設維持管理適正化事業の排水機場の修繕工事等合わせて3,256万円を計上しています。黒浜法面修繕工事の完成時期については令和2年の夏以降の工事完成を見込んでいますので、令和3年の夏には海水浴場の利用ができる見込みです。維持管理については、黒浜が閉鎖に

なった昨年度から維持管理に係る経費については、浄化槽保守点検や電気料金等の経費を計上していますという答弁でございました。

次に、和具の浜の指定管理料486万5,000円の内訳を教えてくださいという質疑に対しまして、主なものとしましては、海水浴場の開設や施設の清掃に係る維持管理経費で約180万円、光熱水費で約50万円、保守点検委託料が約50万円、海水浴場の警備に係る経費が約170万円となっていますという答弁でございます。

次に、質疑といたしまして、外注する警備の部分を別にすると人件費の部分は約180万円と考えてよろしいですかという質疑に対しまして、海水浴場運営に係る人件費としましては約160万円となっておりますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、指定管理者は株式会社となっておりますが、海水浴場の運営にはある程度の人数が必要になると思います。人件費約160万円が妥当かどうか判断するために、昨年の費用について教えてくださいという質疑に対しまして、海水浴場の人員の構成は管理人、監視員等含め平日については3人から4人で運営し、土日や繁忙期にはもっと多い人数で運営してもらっていました。昨年の費用としましては約160万円となっております。令和2年、3年、4年については実際の日付を確認の上、費用算定を行っており、約160万円で運営が可能ということとさせていただきますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、和具の浜海水浴場の指定管理の期間が夏の海水浴場だけの期間ということなのですかという質疑に対しまして、人件費約180万円のうち約160万円が海水浴場の開設に係る人件費であり、残りの約20万円については1年間を通じて施設の清掃等の維持管理を行っていただくものも含まれております。

ほかの維持管理費については1年間の費用を見込んでおります。1年間を通じ、適正に管理していただくとともに、島勝浦地区の活性化の側面もあり、指定管理者には自主事業を活発に実施していただき、イベント等も多く開催していただければありがたいと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、森林環境譲与税は4,614万7,000円、そのうち基金への積み立ては3,082万6,000円で、差し引くと1,532万1,000円の事業費となりますが、事業内容を教えてくださいという質疑でございます。

答弁といたしまして、森林環境譲与税につきましては、令和元年度から森林組合の委託事業として境界明確化や所有者確定などを実施しています。令和2年度についても引き続き森林組合への委託事業、また、ある程度まとまった箇所から意向調査を実施したいと考えてい

ますので、森林経営管理推進事業として1,532万1,600円を計上しております。また、森林環境譲与税は12月に増額が決まり、予算計上する上での検討が間に合わなかったため、基金への積み立てとしました。森林環境譲与税はその使途について説明責任がありますので、何に活用するのかの慎重な検討も必要であることから、一旦基金に積み立てることとしましたという答弁でございました。

次に、みえ森と緑の県民税市町交付金は、人口が減少する場合、金額は減少するのか増加するのかをお聞きしますという質疑に対しまして、みえ森と緑の県民税市町交付金は、県と市町がおおむね1対1の配分となっており、市町の内訳としまして、基本枠が3分の2、連携枠が3分の1となっています。基本枠は29市町にそれぞれ500万円が均等割として配分され、残りが人口配分と森林面積配分で半分ずつ配分され、それぞれ市町の人口と面積で按分されています。人口配分では、紀北町の人口だけが減少した場合は本町への交付金額は減少しますが、県全体の人口に対する紀北町の人口の割合により交付金額は増減することになります。また、人口の減少により県全体のみえ森と緑の県民税の個人の納付額が減少すれば、法人分の状況にもよりますが、全体の交付金額も減少することになると思いますという答弁でございました。

以上で農林水産課の質疑を終わり、商工観光課部分に対しての質疑に入りました。

(「議長、ちょっと休憩取る」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

分かりました。

平野隆久議長

それでは、10時40分まで休憩といたします。

(午前 10時 26分)

平野隆久議長

ここで休憩前に引き続き、総務産業常任委員長 入江康仁君の委員長報告を行います。

入江康仁総務産業常任委員長

休憩前に引き続き、報告させていただきます。

次に、商工観光課の部分の質疑に入りました。

質疑といたしまして、観光推進事業の報償費72万、銚子川環境学習報償費ですが、この内訳を教えてくださいという質疑に対しまして、報償費の72万円ですが、内山りゅう氏に環境学習への取組み、小学生や中学生への銚子川の魅力のアップを図るという意味でお願いする報償費であり、今年度まで企画課で所管していたものです。今回、内山りゅう氏の関係の報償費ですが、銚子川潜隊まなぶんジャーとして小学生への楽しみながら環境学習をしていただくという事業を、引き続き来年度も行っていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、もう少し便ノ山側の警備をしていただきたいと思います、いかがですかという質疑に対しまして、便ノ山側の警備は課内で改めて協議させていただきたいと思いますという答弁でございました。

次に、土地購入費1,295万8,000円ですが、駐車場のための土地購入ということですが、面積と何台置けるかを教えてくださいという質疑に対しまして、面積は3,410㎡です。台数は、今年度、駐車場の線を引いたところ74台でした。整備をすればもう少し増やすことはできると思いますという答弁でございました。

便ノ山から木津の間に駐車場を整備する計画はありますかという質疑に対しまして、まず警備員の配置をさせていただきたいと思います。また、警察及び県とも協力させていただきながら、重点的にパトロールをさせていただくことも考えています。この区間の駐車場整備の計画ですが、現時点ではございませんという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、駐車場として土地を購入するということですが、既に無償で借りている状況なので、違法路面駐車の対策としては何も変わらないと思います。そのことをどのように考えているのかお伺いしますという質疑に対しまして、地区の皆様駐車場として利用できる土地がないかどうかをお伺いさせていただいているところですが、今後さらに路上駐車への対応を進めていきたいと思います。

また、去年、一昨年と無償で借りました駐車場ですが、個人の所有であり、ほかの方への売却の可能性もありますので、駐車場を確保する意味もありますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、観光推進事業、銚子川車両規制警備ですが、車両規制だけでなくもっと別の規制ができないのかと思いますが、いかがですかという質疑に対しまして、準備ということで看板を作って周知するとか、その他の法規制が必要であるとかということを含めまして準備を進めていくということを考えています。

来年度は、環境保全に特化した銚子川を理解していただく方に来ていただけるような仕組みづくりの工夫をしていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、銚子橋の下に車を乗り入れて、川にまで入ってキャンプをしています。車が下りられないように柵をつけてもらうことを考えていただきたいと思います。もう少し強く対応をお願いしたいと思いますが、いかがですかという質疑に対しまして、車両の乗り入れですが、危険でありますので、県と協議しながら注意喚起として看板の設置、ホームページへ掲載するなどの取組みを進めていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、温泉施設管理運営事業、改修計画策定業務委託料220万円ですが、コンサルに委託するのか、課内で作成するのかお聞きしますという質疑に対しまして、古里温泉が利用されるようになって20年以上経過し、改修に向けて検討していく必要があることから、まずは基本計画を作成しようとするものです。現時点では、課内で県内県外の温泉施設、温浴施設の情報収集を始めている状況です。コンサルに委託するのか、課内で作成するのかについては、今の段階で、コンサルに委託するべき部分があるのではないかとということ考えていますという答弁でございました。

次に、観光活性化対策事業、SEA TO SUMMIT実行委員会補助金ですが、その事業費300万円で運営されていると思います。300万円の事業費を効果的に活用するにはもっと違ったことを来年度は考えているのか、お伺いしますという質疑に対しまして、事業効果ですが、アンケートを実施しています。宿泊は、平成30年度118人のアンケートのうち町内86人、令和元年度117人のアンケートのうち町内87人でした。モンベルということで110店舗以上あり全国的にPRできますし、モンベル会員91万人へ年2回ほどパンフレット等を送付しています。最新のパンフレットには、紀北町の大白海岸の写真が掲載されていますという答弁でございました。

次に、小規模事業者利子補給等事業の150万円の予算の根拠を教えてくださいという質疑で、小規模事業者利子補給等事業ですが、実績に基づきまして計上しましたという答弁でござ

ございました。

以上で商工観光課についての質疑を終了し、次に税務課について質疑に入りました。

質疑といたしまして、固定資産税の中の売却資産課税分で一般と配分とありますが、内容はこういったものですかという質疑に対しまして、一般分は個人や会社などが所有する機械設備などで、本会議でも質問がありましたソーラーパネルもそれに当たります。配分につきましては船舶や航空機などで、その使用の実態が一市町村内に設置するにとどまらず複数の市町村にわたるものや鉄軌道、発送電施設など2つ以上の市町村にわたって存在する固定資産で、これについては都道府県知事または総務大臣がその価格を決定して、関係市町村に配分することとなっていますという答弁でございました。

次に、売却資産課税分の中で、ソーラーパネルは今回の予算でどのぐらいの金額になりますかという質疑に対しまして、当初予算につきましては一般分と配分でしか歳出していませんが、平成31年度の当初課税で算出したものでいきますと、売却資産課税分が全体で8,000万円ほどあり、その中でソーラーパネル分は、新規申請分の750万円を含み4,000万円弱で見込めると算出していますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、コンビニ納付の関係で新しくシステムを構築するとあるが、町に納める税金は全て対象になりますかという質疑に対しまして、今回計上しましたのはシステム改修に係る経費です。対象となるのは税務課関係では、地方県民税、軽自動車税、固定資産税ですという答弁でございました。

次に、ほかの自治体ではクレジットカード決済も普及していますが、そちらは考えていませんかという質疑に対しまして、コンビニ納付の導入に当たって現状の納付状況を説明します。今は納付書での納付が取扱金融機関や郵便局しかできません。また、固定資産税では町内だけでなく町外に住む納税者の方が多くいますが、東海4県以外に住む納税者の方は通常の納付書では納付することができず、納付書とは別に郵便局用の納付書を併せて送付している状況です。今回コンビニ納付を導入することによって、全国のコンビニで支払いが可能になります。さらに、休日でも夜間でも納付可能となり、納税者の利便性が向上するのではと話し合ってきました。納付方法を拡大することで、収納率の向上も図れると思っています。

そちらも税務課、住民課ともに収納率向上のため、今後の計画の中で導入も視野に入れています。クレジットカード決済については個人に対しては分割納付ができるメリットがありますが、その手数料が個人にかかってしまいますので、まだ研究をしないといけないと考えていますという答弁でありました。

以上で、税務課部分の質疑を終わります。

次に、建設課所管分についての質疑に入りました。

質疑といたしまして、交通安全対策事業1,789万5,000円、町道の交通安全に要する経費について、中身をもう少し詳しくお願いしますという質疑でございます。

答弁といたしまして、町内一円の交通安全施設の修繕費が300万円です。町が設置している道路照明が638基ありますが、これの年間の電気代が791万1,000円です。それから、工事請負費として、便ノ山13号線と下河内大野内線の防護柵設置工事費を560万円計上していますという答弁でございました。

次に、交通安全施設の修繕費の300万円についてもう少し詳しく説明をお願いしますという質疑に対しまして、ガードレールであるとかガードパイプ、カーブミラーというのが交通安全施設になり、それらの修繕費という答弁でございました。

また、質疑といたしまして、避難路沿道建築物耐震診断事業について説明をお願いしますという質疑に対しまして、この避難路沿道建築物耐震診断事業とは、国道42号線が緊急避難路に指定されており、大地震の際に倒壊して道路の半分以上を塞いでしまうおそれのある建物2棟を選定しており、その2棟の耐震診断を行うための費用を計上していますという答弁でございました。

2棟の場所はどこですかという質疑に対して、1棟は片上の国道沿いの建物で、もう1棟は加田にある建物でありますという答弁でございました。

次に、430万円という金額は耐震整備費用まで入っているのですかという質疑に対しまして、建築物の耐震診断をする2棟分の費用がこの額です。その後の耐震補強をする費用は含まれておりませんという答弁でございました。

以上で建設課部分のところは、質疑は終了いたしました。

次に、危機管理課所管分に対して入らせていただきました。

空家等対策協議会に諮問される場合は、特定空き家等に認定の場合は危機管理課が町内を調査したり、自治会から要望があった場合に空家等対策協議会へ諮問しますかという質疑に対しまして、住民の方から空き家に対するご相談を受けまして現地に職員が赴き、空き家の調査等を行いまして、所有者を特定した上で通知や電話により相談や指導を行います。相談等により空き家の状態が改善されない場合は、空家等対策協議会へ諮問し、特定空き家等とすべきとの答申であれば、特定空き家等に認定するという流れですという答弁でございました。

次に、法整備がされ、特定空き家等を除却することが可能となりましたが、空き家を除却したくない所有者との間で控訴問題になった場合の責任の所在は、空家等対策協議会にありますかという質疑に対し、紀北町が最終的な決定の判断をすることになりますので、責任は町が負うことになっていますという答弁でございました。

次に、防災行政無線整備事業は2カ年にわたり執行され、徐々にデジタル化していくと思いますが、新年度のタイムスケジュールを分かる範囲で説明してくださいという質疑に対しまして、令和元年度では主に親局と中継局の整備をしています。令和2年度からは屋外拡声子局87基の整備が主ですが、戸別受信機設備、河川監視カメラ設備、避難所Wi-Fi設備、映像共有システムを今後実施していきたいと考えています。

期間はパナソニックの郡山工場が今年の台風で浸水被害を受け、工事が遅れていますが、予定どおり令和3年3月19日の終了となっていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、防災行政無線整備事業の備品購入費についてですが、戸別受信機本体は何台購入で金額は幾ら計上しているのか、また設定の金額と屋外アンテナは何個分で幾ら計上しているのか説明してください。施設借上料、戸別受信機保管用とありますが、戸別受信機を一度配布し、余ったものを保管しておくためのものだと思いますが、何台を予備に持とうとしているのか、戸別受信機配布手数料は配布してもらう団体はどこに頼もうとしているのかという質疑に対しまして、戸別受信機購入は1億2,052万7,000円を計上しています。内訳は、本体が9,800円で8,000台と消費税込みで8,624万円、設定費は2,000円で8,000台と消費税込みで1,760万円、屋外アンテナは4,100円で3,700戸と消費税込みで1,668万7,000円です。

施設借上料の16万5,000円につきましては、戸別受信機を8,000台購入した際の一時保管場所とさせていただき借上げ料です。

配布手数料につきましては、1,861万9,000円を計上しております。町内の業者の方に配布をお願いし、入札を行う予定ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、電波に関してアナログからデジタルに変われば電波がよくなると思っていましたが、受信状況は余り変わらないと理解してよいのですかという質疑に対しまして、屋外拡声子局のスピーカーから発せられる音についてはよりクリアになり、よく聞こえるようになると思いますが、電波の受信状況については以前と余り変わらないと考えていますという答弁でありました。

次に、受信状況は余り変わらないということであれば、以前のときもそうでしたが、配布

する設置場所やアンテナが必要な場合の取付場所を相談してもらおうということでしょうか。配布する業者に以前配布された戸別受信機を返還することになりますかという質疑に対しまして、各世帯に伺った際に戸別受信機を設置し、電波の受信状況をその場で確認します。その時点で受信状況が悪ければ、別の日に時間を設けてアンテナを設置する流れになると思います。古い戸別受信機については、伺った業者が回収しますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、避難誘導灯整備 2カ所348万2,000円と、防災倉庫 1カ所60万円について設置する場所を教えてくださいという質疑で、避難誘導灯のソーラー街灯につきましては三浦と中里の避難所を予定しています。防災倉庫につきましては三船中学校を予定していますという答弁でございました。

次に、各地区で放送できるシステムがあるが、デジタル化になっても使用できるのでしょうかという質疑に対しまして、スマートフォンや自宅の電話などから放送内容を予約できる施設については、今までどおり放送できるものとなっていますという答弁でありました。

次に、質疑といたしまして、今回、戸別受信機を全戸配布するという形になりましたが、以前ではスマートフォンなどへ伝達するという話もありました。全戸配布すると決めた経緯を教えてくださいという質疑に対しまして、企画提案協議の中で戸別受信機に代わるような伝達手段がないか提案していただきましたが、スマートフォンなどになると所持していない方もおられますので、公平に全世帯の住民に行き届くということで戸別受信機の配布が最適ではないかと判断しましたという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、防災行政無線整備事業に関し、戸別受信機配布手数料と屋外アンテナ設置手数料は入札で行い、電気関係業者、物品販売の業者、建築業者と言われましたが、町内の入札業者の中で8,000個の配布をするのに対応できる業者はあるのでしょうかという質疑に対しまして、8,000個は数が多いので、時間がかかると思います。配布については今の案ですが、地区割りをして業者に発注するという事を考えていますという答弁でございました。

次に、旧アナログ受信機からデジタルに変えていく期間はどちらも放送は聞けますかという質疑に対しまして、電波はアナログ波とデジタル波の両方を発信しておりますので、放送はどちらも聞けます。全戸配布し、旧の中継地を撤去すればアナログ波は廃止されますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、地震・津波災害避難路等整備事業の需用費の中には避難路看板の整備は含まれていますかという質疑で、避難路等維持修繕につきましては、避難路看板

の修繕も行えるものですよという答弁でございました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された13案件についての審査の経過、結果報告を終わらせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

平野隆久議長

ここで、11時20分まで休憩といたします。

(午前 11時 10分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 11時 20分)

平野隆久議長

次に、教育民生常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻教育民生常任委員長

それでは、令和2年3月議会定例会の教育民生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

当委員会は3月6日、9時30分から、第1委員会室において、委員8名の下で開催いたしました。

説明のために出席した者は、各課長ほか職員でございます。

また、定例会において付託された案件は、議案22件の審査であります。

それでは、審査の結果についてご報告いたします。

議案第7号 紀北町生涯学習施設条例の審査を行いました。

委員から、公民館と生涯学習のことについて質疑がありました。

答弁といたしましては、海山地区においては、船津公民館は船津郷土資料館の中にあります。矢口公民館は矢口小学校の体育館の2階が位置づけられています。講座などは矢口集会所で行っています。島勝公民館は島勝漁村センターにあり、道瀬公民館は道瀬会館という集会所であります。長島の公民館は長島多目的会館にあります。ほかの条例で管理できる部分に関しては、その条例で管理していくことになっております。管理する条例がない施設については、今回、生涯学習施設条例で制定いたしました。

また、委員から、生涯学習施設条例とほかのところはほかの条例でしっかり管理していますかという質疑に対して、もちろん生涯学習施設条例を公民館条例と同じような形で策定させていただき、ほかの施設の条例で管理されているのであっても、公民館講座等でも使用する場合は同じような体制を取っておりますという答弁でございました。

次に、議案第8号 紀北町公民館条例の審査を行いました。

委員から、報酬と身分の面の質疑がありました。

答弁といたしまして、館長の報酬や主事の報酬、職員の立場の違いはいろいろありますが、今回は館長、主事等に説明しまして、両地区の均衡が均等になるようになります。館長は教育委員会の職員が、主事は常勤の主事を長島地区、海山地区に4人ずつ同様に配属できると考えております。

また、館長と全く報酬が違っているんですが、それを町の職員が館長とすることの問題ないでしょうかといういわゆる報酬面の質問については、先ほど私述べましたように、均等を図るように努力していきますという答弁でございました。

また、公民館運営審議会は15名以内となっているが、現在はどのような状況ですかという質疑に、運営審議会は各公民館に設ける必要がありまして、今は各公民館に運営審議会があります。この改正で、海山地区、長島地区にそれぞれ15名ずつ審議会を持ちたいと思います。それには現在の審議会のメンバーや非常勤の館長や主事をしていただいた方が運営審議会に入っていて、地区の意見をくみ上げ、運営の経験を生かしてほしいと考えていますという答弁でございました。

ちょっとさかのぼってすみませんです。議案第7号ですけれども、質疑を終了して、討論

に入り、討論なく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

また、議案第8号も以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第9号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第11号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑はありましたけれども、字句の訂正だけなので、答弁として終わりました。今回の改正については、主に字句の改正ですという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第12号 紀北町クリーンセンター条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、工事の完成は4月1日からこの条例のとおり処理できるようになるんですかという質疑に対して、工事は3月25日に完成予定で、異常もなく順調に進んでおりますので、完成検査を経て4月1日より条例のとおり処理できるようになりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

休園となっておる引本幼稚園を廃園とするということですが、現在も近所の方が掃除などをされて、廃園後の処理は未定だとしてもふだんの管理もきちっとしています。掃除についても地元のボランティアにはっきりとお願いするとか、職員が行うか周知をしていただいたほうがいいと思いますがどうですかと、また、引本幼稚園の用地の所有者は誰ですかという質疑に対して、引本幼稚園については廃園後も引き続き教育委員会で管理させていただき、タイサンボクは落ち葉が多いと聞いておりますので、なるべく近所の方に迷惑をかけないように管理をさせていただくという答弁でございました。

また、運営については自治会とも相談し、適正に管理をさせていただきたいという答弁でございました。

所有者については紀北町ですという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第16号 紀北町学校給食センター条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑といたしまして、令和2年4月1日から稼働と思いますが、工事の進捗状況を教えてくださいと、また、工事は順調に進んでいるかという質疑がありました。

答弁といたしまして、令和2年2月28日までに建設工事は完了し、現在検査を行っております。その後、厨房機器の搬入を行い、3月19日までには設置を終える予定です。工事は順調に進んでいます。厨房機器設置後は、清掃や厨房機器の操作方法の習得を行いたいと思っていますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例の審査を行いました。

質疑といたしまして、今後は会計年度任用職員となるということですが、待遇面の差は出ますかという質疑に対して、廃止をお願いする本条例において旅費と給料について定めていますが、今後は改めて規則により定めます。金額に差はありませんので、待遇面の差は出ませんという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 紀北町社会教育指導員設置条例を廃止する条例を審査いたしました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第19号 紀北町デイサービスセンター指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第20号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを審査いたしました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第26号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についての審査を行いました。

委員から、指定期間を3年にした理由を教えてくださいという質疑がありまして、答弁といたしまして、前回は2年半で契約をさせていただいておりましたが、今回は5カ年の契約を検討させていただきたいという答弁で、本来ですと、期間を長くすることによって、指定管理者による設備投資や安定した雇用などがメリットとして考えられます。ただ、本施設は、全体収支として利益が見込める施設とはまだなっておりません。経営は社会情勢に左右されることが多々ありますので、それらも指定管理者と協議させていただき、指定管理の期間を3カ年として設定させていただきたいという答弁でございました。令和5年で、次は3年ということです。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第28号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の本常任委員会の所管分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、住民課の所管分の質疑は終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、委員から、子どものための教育・保育給付費負担金の実績ですが、保育料無償化と関係してと思うんですが、3,984万1,000円の減となっております。プレミアム付商品券に係る事務費が280万円の減額となっているが、詳しく説明をお願いしますと、それとプレミアム付商品券が5,200人から2,060人に減らしたのは高齢者が半分程度しか申請しなかったかという質疑に対して、子どものための教育・保育給付費負担金の3,984万1,000円の減額については当初の利用見込みを35人の減少によるもので、4,045万7,846円の減額及び30年度の子どものための教育・保育国庫負担金の精算見込み61万7,382円の増額の合計で3,984万1,000円の減額となりますという答弁でございました。

また、プレミアム付の件につきましては、みえ熊野古道商工会の事務費が200万円の減額、人件費等で80万円の減額、合計280万円の減額。

また、事業時点で非課税対象者が4,375人となり、そのうちこれを使われた方が2,053人が申請しました。申請率でいきますと46.9%でございました。ちなみに三重県の平均は36.7%と比べると、紀北町の申請率は約10%と高くなっているという答弁でございました。

また、プレミアム付商品券の2万円購入して2万5,000円の商品券になるという質疑に対

して、答弁といたしまして、三重県内の15町のうちで2番目に高い申請率ですという答弁でございました。申請書と返信用封筒の同封、再勧奨通知を送付するなど、担当者が様々な工夫を凝らして努力した結果だという答弁でございました。

それから、委員から、予防接種事業で204万2,000円の減額になって、その理由を教えてくださいという質疑があり、予防接種事業については児童数の減少による見込みとなっておりますという答弁でございました。

また、新型コロナウイルス流行で学童保育の費用は増えていないのですが、減額すると予算が不足することはないのですかという質疑に、費用が増えることも見込みながら、減額後の予算の中で学童保育事業が実施できることを検討しながら進めていきたいという答弁でございました。

以上のとおり、福祉保健課の所管分についての質疑は終了しました。

次に、学校教育課所管分について、委員から、特別支援学級児童介助教員設置事業についてですが、減額の補正ということで予定より2人ぐらい採用が減ったかなと思いますが、その理由を教えてくださいという質疑に対して、小学校における特別支援学級児童介助教員設置事業の431万4,000円の減額ですが、介助教員及び介助員15名分の賃金です。1年間の賃金を予算化していますが、夏休みは介助対象児童生徒の子供の休みの日などは介助員・介助教員が休みとなりますので、その分の賃金の減額となります。

学校給食センターの管理事業費の807万7,000円の減額と給食施設管理運営事業597万3,000円の減額ですが、海山地区の学校給食センターは給食調理員が11人分の予算に対して、4月で9人の調理員でした。調理員が9人で給食を作ることができましたので、減額しました。紀伊長島地区の給食調理員につきましても予算よりも少し少ない人数で済みましたので、減額していますという答弁でございました。

また、委員から、小学校の教育コンピュータ整備事業、中学校コンピュータ整備事業の内容と、どうして減額されたのか教えてくださいという委員からの質疑に対して、小学校のコンピュータ整備事業と中学校のコンピュータ整備事業は、小学校と中学校にあるパソコン教室のパソコンと先生の校務用のパソコンの維持管理に要する費用となります。予算の内容としましては、消耗品費、プリンターインク代、パソコン教室の先生が職員室で使う校務用のパソコンのリース料などがあります。今回、校務用のパソコンとパソコン教室のパソコンをリースで更新するために入札を行いました。そこで入札の差金が生じたものです。今回は、その入札の差金の減額ですという答弁でございました。

以上で、学校教育課の所管分については終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分について、委員から、地域おこし協力隊がなかなか応募がないと思いますが、その辺はどうですかと質疑があり、課長から、応募者がなかった状況でいろいろの原因を探っています。今回も含めまして再募集において応募が見込めない状況です。今後、いろいろ多方面な方と情報を共有しながら検討したいと思っていますという答弁でございました。

また、委員から、文化振興事業マイナス148万5,000円ですが、どこの事業がこういうことになったか詳しく説明をお願いしますという質疑に対して、文化振興事業は、具体的には、ぐっさんのハッピーオンステージ i n きほくの実績による予算のいわゆる減額、差金ということの答弁でございました。

以上で、生涯学習課の所管分は終了いたしました。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は本委員会所管分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第29号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

基金からの繰り入れが増えていると思いますが、現在高を教えてください、またシステム整備費の補正についても教えてくださいと、今回の改修で整備は完了するのですかと、いつからオンラインの資格確認が始まるんですかという委員からの質疑に対して、基金の残高は令和元年度末で2,629万2,000円です。

また、システム整備費ですが、12月補正で計上しましたが、病院等でオンライン資格確認を行うときに個人を特定する枝番を付番するため、システムを改修する等の精算によるものです。令和2年度にもシステム改修を行いますし、令和3年3月から開始を目指していますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第30号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第31号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について審査を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第32号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算の本常任委員会の所管の審査を行いました。

初めに、住民課の所管分については、個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード事務費補助金、戸籍法の一部を改正する法律に係る戸籍情報システム改修補助金についてお聞きしますという委員からの質疑に対して、個人番号カード交付補助金につきましては、マイナンバーカードの作成及び地方公共団体情報システムJ-LISへ委託をしております。その作成委託に当たるもので、全額国庫補助金となっております。

個人番号カード事務費補助金につきましては、マイナンバーカードの交付事務を行うもので、こちらも全額国庫補助金となっております。

次に、戸籍法の一部を改正する法律に係る戸籍情報システム改修補助金ですが、こちらは法改正に伴うシステム改修のための補助金で、全額国庫補助金となっております。現在、各市町村では死亡や婚姻などの戸籍届出のやり取りは郵送で行っていますが、今後はシステム上でやり取りができるようにするための改修となりますという答弁でございました。

地区集会所管理費の土地の購入について質疑がありました。

中新田の底地が個人名義になっており、第三者に所有が移ることも想定されることから、今回、町で購入するものであるという答弁でございました。

面積と評価額についての質疑がありました。

面積は2筆あり、1,126㎡になります。購入の予定価格は、鑑定人を入れて1㎡当たり5,698万円でありますという答弁でございました。

また、法律相談が現在弁護士の事務所ですが、どうですかという質疑に対して、年間70件ほど両地区でやっております。法律事務所は、楠井法律事務所をお願いしております。

国民健康保険特別会計繰出金ですが、国保会計に占める割合が増えていると思いますが、

今後の動向についてどのように動いていきますか、増えていくのでしょうかという質疑に対して、繰出金については法律に定められた分の国保会計への繰出金になります。当町の国民健康保険は、低所得者の加入者が多だけでなく年齢構成も高く、医療費水準も高くなっており、高齢化も進んでおりますので、基盤安定や財政安定化支援等が増え、繰出金の国保会計に占める割合は今後も増えていくと思いますという答弁でございました。

以上で、住民課所管分についての質疑を終了いたしました。

また、社協のことについて質問がありました。引本小学校へ社協を持っていくということで、答弁といたしまして、旧引本小学校の移転につきましては、高齢者の地域で支えるための地域包括ケアシステム構築の推進をしていますが、地域共生社会はこれをより進化させ、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みであるとされております。地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくという社会を目指すもので、少子高齢化が進む紀北町のモデル地域にしたいと考えて社協の移転を検討を重ねてきましたという答弁でございました。

また、委員から、改修に対して3,300万円を考えていますかという質疑に対して、校舎の内装面では使える部分は基本的にはそのまま使いたいと考えています。全体的内装については、引本小学校の校舎価値を考えて補修できるところは補修を、現在木のぬくもりのある内装を考えております。外装関係につきましては、正面玄関の趣ある木製扉は補修を行い、劣化した外壁の塗装などを考えていますという答弁でございました。

今回の設計は技術者に相談しましたのですかという委員からの質疑に対して、社協がどのように使いたい提案してもらった上で、建設課の建築技師が入りこの金額を計上しましたという答弁でございました。

この金額には駐車場の整備は入っていますかという質疑に対して、5,300万円については外構工事も含めた金額でございます。

また、委員から、引本の皆さんに話をしてこの結果が出たのですかと質疑に対して、住民には説明していませんという課長からの答弁でございました。

児童福祉負担金1,584万円の保育料の収入についてお聞きしますという質疑に対して、これは0歳から2歳の保育料の負担金です。

また、委員から、0歳から2歳は何人ぐらいいますか、低所得者は0歳から2歳は無料になるとは思いますが、何人いますか。

0歳から2歳までは118人、3歳以上は196人、副食費については3歳以上196名の中の106名が国からの副食費の補助です。町の負担は90名です。106名の方は低所得者ですので、多子世帯が18名、全体の9.2%という答弁でございました。

社協の引本小学校移転のための7,000万円の予算についてですが、詳細はこれから煮詰めていくのですかという質疑に対して、こちらは概算予算で、詳細設計が出た段階で金額が確定となりますので、理事者と詰めていきたいと考えています。地域との話合いや説明についても、理事者と協議をしたいと思っていますという答弁でございました。

この移転計画は引本地区からの要望がありましたかという委員からの質疑に、地元の要望は聞いておりませんという答弁でございました。

また、委員から、障害者総合支援センター設置事業でどのような相談が多いのか、また紀北町障害児療育等支援事業補助金等は具体的にどのようなことの補助なのか、教えてくださいという質疑に、障害者総合支援センターの設置事業は主に結への補助金です。相談は、身体、知的、精神の3つの障害の相談です。療育事業は、今年度は市町で運営していましたが、尾鷲市と紀北町です、令和2年度は尾鷲市の社会福祉協議会に委託するため、その委託費の予算ですの答弁でございました。

また、その結の方はどのような障害の資格を持っておりますかという問いに、結の職員の配置は、精神保健福祉士1名、社会福祉士と精神保健福祉士両方の資格を持った方1名、社会福祉士1名です。

療育等支援事業補助金は、令和元年度は尾鷲市と紀北町の中で療育事業を実施してきましたが、職員体制の見直しを行い、見直しで尾鷲市社協と検討し、令和2年度は尾鷲市社協で療育事業を再開することになります。そのための補助金という答弁でございました。

以上で、福祉保健課の所管分についての質疑を終わりました。

平野隆久議長

委員長、ここで止めてください。

平野隆久議長

ここで委員長報告の途中ですが、次の環境管理課以降は昼からとして、午後1時まで休憩といたします。

(午後 0時 02分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、環境管理課以降の委員長報告を行います。

(午後 1時 00分)

瀧本攻教育民生常任委員長

環境管理課に入る前に、私、中新田の集会所の金額を1,126㎡のところの鑑定人の評価を1㎡当たり5,698万円と言うたそうでございますので、5,698円の誤りですので、訂正させていただきます。

それでは、環境管理課所管分について、委員から、物品の売払い収入として資源ごみの売却収入200万円計上していますが、その品目はどれぐらいありますかという質疑に対して、資源ごみは段ボール、雑誌、新聞、スチール缶、瓶など多品目あり、物品売払い収入として有価物の売払い分となりますという答弁でございました。

また、委員から、三重ごみ固形燃料発電事業清算金として3,120万円について、詳細を教えてくださいという質疑に対して、三重県の固形燃料発電事業清算金の内容については、これまでRDF発電は三重県の企業庁において行っていただいております、紀北町もRDFを委託し処理していましたが、全員協議会で説明させていただいたとおり、閉鎖に向かって協議をしております。三重県においても、これまで効率的な発電事業の運用がされていたことから、三重県下で約6億円の清算金があると想定されます。令和2年度はその半分の3億円、各種団体等の搬入実績等に応じて清算されるものと思っておりますとの答弁でございました。

RDF処理増加セーフティネット費についての質疑がありました。そのセーフティネットについては来年度までですかという質疑がありました。

RDFの固形燃料は発電所の燃料として、1トン当たり税抜きで1万4,145円の処理費が発生します。発電所が停止になりますと、処理を民間に移行したことで経費削減ができていますが、定期点検や不具合等が発生した場合には、ほかの民間事業者への処理委託もあり得

ます。その際の処理は1万4,145円を超えたときに、超えた費用を補填していただくというのがセーフティネットの費用でございます。セーフティネットについては、令和2年度末で終了しますという答弁でございました。

また、委員から、環境保全監視調査事業はどのような調査をしているのか、水質となると銚子川や上里なども含んでいると思うが、調査は何か月おきにしているんですかという質疑に、毎月定期的に変状調査と生活環境の保全に関する条例に基づいた水質、土壌の調査で、条例に基づく調査は異常があった場合は適宜測定するための予算です。

また、委員から、町には7カ所の埋め立て地がありますが、大雨時に調査できる予算はありますかという質疑に対して、518万2,000円のうち特別監視予算は313万1,000円、水質調査が1カ所当たり22万1,606円、土壌調査が1カ所当たり37万4,000円かかります。入札によって4割から5割程度安くなると考えていますので、その予算内で調査を行っていききたいという答弁でございました。

また、委員から、環境保全監視調査事業の特別監視の項目について、全項目を調査すべきかどうか、結果が推定できる項目のみを調査することや不要な項目が入っていないか検討してみてくださいという質疑に、監視には職員が行う簡易検査と業者に委託する詳細調査があります。予算要求の詳細調査予定については、最大限の項目で計上しております。今後は、費用効果なども検証しながら、項目について検討していききたいという答弁でございました。

また、委員から、リサイクルの管理運営事業の修繕費の明細を教えてください。委託費のRDFの処理費と運搬費の詳細について説明をお願いしますと、修繕業務には地元業者も参加していきますかという質疑に対して、修繕費の9,800万円についての明細は、予算書の説明の課別説明書の一覧でご確認くださいという課長の答弁でございました。

また、RDFの処理費については、固形燃料はトン当たり税抜きで1万4,145円であったのが、民間処理ではトン当たり9,500円となります。RDFの運搬費については、予算議決後の入札となります。修繕業務については、設備の特殊な基幹部分等についてはプラント事業者で実施し、そのほかのことは、地元業者でも可能な部分については地元の業者と考えておりますという答弁でございました。

また、委員から、リサイクルセンターから出る焼却灰のトン当たりの処理費と年間発生量はどれだけですかという質疑がありました。

焼却灰についてはトン当たり税抜きで2万4,000円で、毎月9トンで12カ月分となります。年間にいたしますと259万2,000円ですという答弁でございました。

クリーンセンターの委託料2,000万円と脱水汚泥運搬費の内訳を教えてくださいと、またメンテナンスの費用は含まれていますか、メーカーの責任はどうなるのですかという質疑に対して、運搬に要する費用は1,125万円でございます。回数にしますと250車、処理費は1万8,000円、2トンで250回分、年間500トン、これが1,125万円。それと、脱水汚泥の運搬を見込んでいます。

ちょっと訂正させていただきます。250回分の500トンで900万円、これを1,125万円を足すと約2,000万円になります。汚泥の最終的な処分です。

設備全般を恒常的に保全をする委託などはありません。今回の大規模改修の契約では、2年間の瑕疵担保責任を改修事業者に負わせていますので、必要に応じて対応を求めていくということでございます。

この最終処分のごみは三重中央開発へ持っていつているそうでございます。

また、委員から、ごみの減量化推進事業について、34万円の予算はちょっと少ないように思うんですが、その中の廃棄物減量等推進審議会についてどのような組織か教えてくださいという質疑があり、廃棄物減量等推進審議会については、自治会や婦人会、女性会議、廃棄物の実務に関わる事業者の方などで構成されております。また、本事業のごみ処理機を購入する際、購入金額の50%を助成する助成金と、条例に基づく廃棄物減量推進審議会等への予算となっておりますという答弁でございました。

三重県も4月1日、残土監視チームをつくると聞いていますが、県と合同で調査する計画はありますかという委員からの質問に、監視にはマンパワーの投入が重要だと考えており、3月12日に三重県、尾鷲市、紀北町の担当部局が集まり、今後の対応の調整や協議をするので、引き続き連携を取りながら監視等を行っていきたいと考えておりますという答弁でございました。

また、委員から、ごみの減量は数値目標を立てるべきだと思いますが、家庭から出る生ごみをいかに少なくするのがごみ対策には重要だと考えております。1,000万円ぐらいの予算を編成して、全町民に生ごみ処理機を配布するなどもっと力を入れるべきではないですかという質疑に、ごみ減量の数値目標は非常に大事だと考えております。一方、住民の皆様に負担のかかる部分もあります。十分な検証が必要なものと考えております。

現在、生ごみの補助率は50%。電動式については上限3万円、コンポストについては1万円の限度で助成しています。実績としては毎年2件から5件程度ですということの答弁でございました。

以上で、環境管理課所管分についての質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分について、委員から、幼稚園の土地購入費1,655万3,000円について、これはふなつ幼稚園の土地だと思うのですが、後の建物をどう使うのかお聞きしますという質疑に、土地購入費については、現在、ふなつ幼稚園の土地は昭和48年から土地所有者の方から無償で借りています。既に46年借りていますが、当時の海山の町長と契約を結んでおりまして、土地の方もお亡くなりになっております。相続登記されており、長期無償で使わせてもらっています。ふなつ幼稚園は休園となっていますが、園児数が少なく再開は難しいところですが、当面の間、休園という措置を継続する必要があると考えており、また休園中ですが、大雨等の避難所にもなると思いますので、今回土地の購入する予算をお願いするものでありますという答弁でございました。

委員から、前の町長と所有者の契約書があるんですかということの質疑がありました。

課長のほうから、契約書はコピーですが、ありますという答弁でございました。

次に、奨学金貸与事業ですが、大学生11人、高校生1人の予算になっていますが、昨年度の実績はどうですかという質疑に対して、奨学金は新規といたしましては大学生11人、高校生1人の予算を見込んでおり、令和元年度の実績としましては大学生3人、高校生2人、合計5人でしたという答弁でございました。

また、委員から、海山地区の学校給食管理費、紀伊長島地区給食管理費、課別明細書によるとそれぞれの調理員につきましても10名と17名と違いがあります。海山地区では先生も含めて何食ですか、また紀伊長島地区では何食予定されていますかという質疑に、海山地区の学校給食センターの管理運営事業につきましては、令和2年度、給食の食数の見込みとしましては児童生徒、教員を合わせて500食程度の給食と考えております。紀伊長島地区の運営につきましては、給食センターの部分と自校式で残る紀北中学校の部分がございまして、給食センターでは来年は380食、紀北中学校では180食を見込んでいますということでございました。

紀伊長島地区の給食調理員17人のうち、何人かは紀北中学校へ行くという理解でいいですかという問いに、給食調理員17名のうち5名が紀北中学校、残りの12名が新しい紀伊長島地区の学校給食センターの調理員になります。

また、栄養士に関しては紀伊長島地区だけの配置のように思われますが、海山地区にはないのですかという質疑に、答弁といたしまして、海山地区の学校給食センターも町採用の栄養士はいますが、正規の職員ですので、職員人件費のほうで給与が計上されています。紀伊

長島地区の栄養士につきましては会計年度任用職員で採用しますので、栄養士ですので、報酬として計上していますという答弁でございました。

また、自校式給食は紀伊長島地区には紀北中学校1つ残る、そのほかはセンター方式です。町内で今までも給食費の違いがありますが、その辺はどう考えていますかという問いに、給食費につきましては、令和2年度から海山地区、長島地区の金額を同額にしたいと考えていますという答弁でございました。

また、委員から、ふなつ幼稚園の土地取得に関しては、休園となり、近い将来廃園となる見込みがあるところをなぜ今になって土地を取得することになったのか、土地の所有者から言われたのなら理解できますが、その理由を教えてくださいという質疑がありました。

土地の所有者から相続時に土地の評価額が高く、相続税が相当かかったとお話を聞きました。新しく相続された方もご高齢で、いずれ相続税がかかることとなります。このまま無償で土地をお借りしますと、土地の所有者に迷惑もかかるということもあります。ふなつ幼稚園の再開は難しいと思われませんが、引き続き災害の避難場所として利用していくことと、また隣地地区に集会所がありまして、返却する場合は建物を更地として解体費用が発生します。その解体費用が発生しますことも大きな原因でありますので、購入することを検討しましたという答弁でございました。

また、委員から、児童生徒スクールバス運行事業を三重交通に委託していると思いますが、同じように通園バス運転等業務も三交に委託していると思いますが、朝と晩の間の運行はどうされているのですかと、その形態を教えてくださいと。

児童生徒スクールバスについては、小学校及び中学校のスクールバスの運行を三重交通に委託していますが、運転業務のみ委託で、運転手の派遣を受けております。朝登校時の1便と下校時の2便、中学校ですと普通の下校時、クラブ活動の終了などその時間帯だけ運行をお願いしています。紀伊長島幼稚園についても同様ですという答弁でございました。

スクールバスの購入費は町単独の予算なのですかという質疑に、児童生徒スクールバス運行事業のスクールバスの購入費ですが、令和2年度末、令和3年3月31日をもって海野小学校が閉校になりますので、その海野小学校の児童を統合先の西小学校に送迎するためのバスを購入したいという予算を計上している。町単独の予算という答弁でございました。

また、新たにスクールバスを購入するという事は賛成なんですけど、ふなつ幼稚園のバスを使ったらどうなんですかとという質疑に対して、ふなつ幼稚園のバスにつきましては休園中ということで引き続き維持管理はしますが、幼稚園のバスということで座席が小さく普通の

大人は座れないので、園児用のバスになっておりますので、普通のバスの購入を考えていますという答弁でございました。

以上で、学校教育課の所管分の質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分について、海山図書館、児童図書館の移転に伴う経費として5,516万6,000円とありますが、社協を引本に移転し、その後、図書室を移転すると聞きました。予算書を見ますと細かく出ていますが、相当検討されたと思いますが、なぜほかのところも検討しなかったか、その前になぜ社協のところに行くのかについてお聞きいたしますという質疑に、町民センターの解体に伴いまして、町民センターの2階と3階にある海山図書室の今回移転を検討しました。もちろんほかの施設、新築等もいろいろ検討しました。旧引本小学校の活用等を検討する中で、図書室の移転も検討を考えました。児童、学生の利用を考えると、地区としては学生などの多い今の付近がいいのではないかと考えました。その中で社協を含めた老人福祉センターにある団体が地域に活性を目指して、旧引本小学校の利用を検討しました。その利用の検討から旧引本小学校へ移転するという結果を伺いましたので、図書室を老人福祉センターへの移転を考えましたという答弁でございました。

また、委員から、文化振興事業で今回、公民館ピアノ購入をしておりますが、調律なんかも行っていたようですが、今回決意された理由は何なのですかお伺いします。また、著作権使用料とは何を指すのですかという問いに、まずピアノの購入ですが、今回、瀬古食品様から文化振興などのご寄附を頂き、いろいろ検討しました。昨年度、ピアノの点検評価というのを行ったのですが、東長島公民館と海山公民館にあるピアノは設置から30数年たっており、全体的に各部品が消耗したり、音の伸びや厚みやボリュームが落ちてきていて、いい音とは言えない状況でした。特に海山公民館のピアノはひび割れ等もあり、演奏会のたびに調律が必要である状況でした。今回頂いたご寄附を活用し、ピアノの購入を検討したものです。

著作権ですが、例えばジャズ祭りや子ども向けの自主文化事業等の演奏する曲に対して発生するものですという答弁でございました。

以上で、生涯学習課の所管分についての質疑は終了いたしました。

次に、水道課所管分についての質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で本委員会の所管分の質疑は終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は本委員会の所管分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第34号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行

いました。

委員から、保険料は紀北町では4方式で、県は3方式で算定しています。紀北町は資産割が96.1%と非常に多くなっていますが、その理由を教えてください。

国民健康保険保険料は所得と資産による応能と応益があり、それぞれ賦課割合が50%を占めなければなりません。当町の国保の加入者は高齢者や低所得者のためにいわゆる応能のほうに結局保険がかかってくるということで、資産割が高くなるということです。

次に、委員から、資格証明書は今年度も該当はなかったと思いますが、短期証の基準はあるのですかという問いに、資格証明書は該当はいなかったため出していません。資格証や短期証の交付基準は要綱に定めるとおり1カ月、3カ月、6カ月証をそれぞれ基準で交付していますという答弁でございました。

また、委員から、保険料の収納率はどうですかという問いに、平成30年度の実績ですが、現年分が96.37%で、県下29市町村中で5位でございますという答弁でございました。

特定健診の受診率が上がっていると思いますが、電話での受診勧奨対応が機械的に感じますが、対象者をどのように抽出しているのですかという問いに、医療機関から健康診断をしたデータが国保連合会に送られ、それを基に対象者を抽出しています。しかし、受診後すぐデータが送られるものではなく、受診した方にも電話をかけてしまうことがあります。また、コールセンターだけではなく医療機関を訪問し、受診を促してもらえるようお願いしていますという答弁でございました。

特定健診の無料化により受診率は上がっていますが、受診率が上がることにより歳入も増えると思いますが、現状はどうですかという質疑に、前年度になりますが、特定健診事業だけでなく、町が行う保健事業を評価される努力支援制度や取組み支援制度などにより確保した歳入は約4,500万円になります。

また、委員から、平成30年度の特定健診の受診率はどうですかの質疑に、41.3%で県内で14位です。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第35号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について審議を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第36号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についてを審議いたしました。

施設介護サービス費収入が前年度よりも2,000万円少ないのですが、定数何人のところ、今回何人を予定していますかという質疑に、定数は50名であるところ、実績により昨年度よりも6名減の42名を見込んでおりますという答弁でございました。

広域連合から利用者負担額補助金は、管内の特養で赤羽寮などが受け取れる利用者の補助となるもので、どういう補助制度か、どういう方がもらえるのかという質疑に対して、所得が150万円以下、預金がない方、生活保護など低所得者に対する補助金で、本人の自己負担額の半分について減額されます。また、その半分の半分が限度額補助金として紀北連合から戻ってくる仕組みですという答弁でございました。

入所待ちや空き部屋状態はどうかという質疑に対して、現在は4床空きがありますというお答えでした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第37号 令和2年度紀北町水道事業会計予算の審査を行いました。

上里地区配水管布設工事（第3工区）についての舗装を行う道路幅を教えてくださいという質疑がありました。

道路の幅員によって違いますが、広いところは1.4mの舗装をします。狭い道路は全部舗装いたしますという答弁でございました。

また、委員から、工事の総延長を教えてくださいと、毎年、布設替えをしているが、有収水量はどれぐらいですかという質疑もありました。

有収水量ですが、30年度決算においては57.1%で上がっていないのが現状です。今回、新たな試みとして漏水調査の委託をするため100万円を計上しております。また、工事の延長は1.36kmという答弁がありました。

量水器の取替えは年間どれぐらいしますかという問いに、水道メーターの取替えは大体8年を目途に交換しております。目安としては1,500個を目指しておりますが、令和2年度は1,597個です。それで、古いメーターを下取りして交換します。その差額で今回1,597個の分として489万4,000円となります。1個当たり約3,000円程度でございます。これは町が負担いたしますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

すみません、議案第36号、私は全員賛成と言ったんですけども、賛成多数に変えていただきます。

以上で、本委員会に付託された22案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

平野隆久議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

発言される方は挙手の上、議長と呼称し、議席番号を述べるようお願いします。

それでは、まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第5号 紀北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町船津出張所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

入江議員。

12番 入江康仁議員

議長、今、求めとるけれども、質疑に対して第5号に対してとか第6と言っていますでしょう。その中で質疑がありませんかということは、私はこれ質疑なしとなったんだ。仮に質疑してきても僕は答弁できんのさ、そうでしょう。

平野隆久議長

ほかの議員の方からも出てくる可能性があるもので。

12番 入江康仁議員

違うのさ。質疑があるときには論外のものに対して、はっきり言って委員会で質疑していないものを違う質問しても答えようがないですよということを言いたい。私は委員長であってここで報告しとるわけですから、質疑、討論はなしということで、だからそれ以外の質問はできないはずなんです、そうでしょう。

平野隆久議長

わかりました。

答弁する前に、この場で暫時休憩させてもらいます。

ただいまの入江康仁議員の議事進行に対してお答えさせていただきます。

そこら辺のところは理解できるんですけども、今回こういうふうに進めさせていただいて、次のときにまた考えさせていただきますので、今回はこのように進めさせていただきたいと思いますので、ご了解お願いしたいと思います。

それでは、再度、次に、議案第13号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。
質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第24号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第6号)についての総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

これで総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第7号 紀北町生涯学習施設条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町公民館条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町クリーンセンター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 紀北町学校給食センター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 紀北町社会教育指導員設置条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第6号)について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第32号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第35号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第36号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第37号 令和2年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了しました。

平野隆久議長

ここで、2時5分まで休憩といたします。

(午後 1時 52分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 05分)

日程第3

平野隆久議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

なお、採決に当たっては、挙手されない方は反対者とみなしますので、ご了解ください。

まず、日程第3 議案第5号 紀北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 4

平野隆久議長

次に、日程第 4 議案第 6 号 紀北町船津出張所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 4 議案第 6 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 5

平野隆久議長

次に、日程第 5 議案第 7 号 紀北町生涯学習施設条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第 7 号 紀北町生涯学習施設条例の反対討論を行います。

今回の条例の改正で、各地の公民館が会館に名称変更となります。このことについて、名称が変更しただけでなく、いろいろなことが起こってくると思います。公民館は社会教育法に基づいたものが、会館では地方自治法に基づくなどこの条例の根幹となる部分がそもそも異なってきます。

社会教育法では、公民館は、市町村その他一定地区内の住民のために、実質生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする、とあります。一方、会館は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設を建設するものという地方自治法に基づいている施設です。つまり、両者は似ているようで、全く別の目的を持った施設ということになります。

今回の条例で名称の変更のみに焦点が当てられ、肝心の今まで利用してきた方の心、利用しやすい環境になったのかそうでないのか、分からないと思います。

そして、消費税が上がり、町民の生活は苦しくなったのに利用料が高くなっている。特に三浦会館で見ると、条例上、これまでは使用料は他の公民館として 1 回一律 290 円条例ですが、なったものが最大で今回の条例によりますと、1 日の使用料午前 8 時半から午後 9 時半までの料金合計で 4,500 円となっております。減免を設けることはあると思いますが、このように信じられない料金がかかってしまうこともあるかもしれません。

その上に、この条例には会館設置の目的がなく、職員の規定も地方自治法でしなくてもよいことになり、いずれ利用者にとって不便になっていくことが十分に予測される事態となっております。このような条例を認めることができず、反対といたします。

議員各位の同意を求めて終わります。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

平野隆久議長

次に、日程第6 議案第8号 紀北町公民館条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第7

平野隆久議長

次に、日程第7 議案第9号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 8

平野隆久議長

次に、日程第 8 議案第10号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第9

平野隆久議長

次に、日程第9 議案第11号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第10

平野隆久議長

次に、日程第10 議案第12号 紀北町クリーンセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第11

平野隆久議長

次に、日程第11 議案第13号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第12

平野隆久議長

次に、日程第12 議案第14号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第13

平野隆久議長

次に、日程第13 議案第15号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第14

平野隆久議長

次に、日程第14 議案第16号 紀北町学校給食センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第15

平野隆久議長

次に、日程第15 議案第17号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第16

平野隆久議長

次に、日程第16 議案第18号 紀北町社会教育指導員設置条例を廃止する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第17

平野隆久議長

次に、日程第17 議案第19号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第18

平野隆久議長

次に、日程第18 議案第20号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第19

平野隆久議長

次に、日程第19 議案第21号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第20

平野隆久議長

次に、日程第20 議案第22号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第21

平野隆久議長

次に、日程第21 議案第23号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第22

平野隆久議長

次に、日程第22 議案第24号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第23

平野隆久議長

次に、日程第23 議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第24

平野隆久議長

次に、日程第24 議案第26号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第25

平野隆久議長

次に、日程第25 議案第27号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第26

平野隆久議長

次に、日程第26 議案第28号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第27

平野隆久議長

次に、日程第27 議案第29号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第27 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第28

平野隆久議長

次に、日程第28 議案第30号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第28 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第29

平野隆久議長

次に、日程第29 議案第31号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第29 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第30

平野隆久議長

次に、日程第30 議案第32号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第30 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第31

平野隆久議長

次に、日程第31 議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

1番 宮地忍。

議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算に対しての反対討論をさせていただきます。

歳出の2款・総務費、1項・総務管理費、6目・企画費の地方バス運行対策事業費のうちの新交通システム実証事業に要する経費990万9,000円に対してであります、この予算を認

めることは断じてできません。その理由としましては、この実証実験の運行管理をまたしても三重交通に依頼しているということでもあります。今後、紀北町を活性化させ、健全な町財政を求めるなら地元事業者を育てていくべきであります。それは多少なりとのリスクが伴うことであろうとそれらを覚悟し、力強く町の発展のため粛々と推し進めていくべきであります。

そして、いこかバスやスクールバス、数年後には現在、三交バスに頼っている島勝線、赤羽の河合線、これらを町内事業とすることは、町の内からの大いなる活性化に必ずつながることであると確信いたします。このまたとないこの事業を地元でやり尽くすべきであります。

この当初予算を否決とすることは、地域公共交通の本格運行を多少なりと遅らせることとなりますが、将来の紀北町の発展を考えるなら、何ら問題とすべきことではありません。

以上の理由から、令和2年度紀北町一般会計予算執行に対して反対いたします。ほか議員皆様の賛同を心より求めます。

以上。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

太田哲生君。

9番 太田哲生議員

9番 太田哲生。

議長の許可を頂きましたので、議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算について賛成討論をいたします。

令和2年度紀北町一般会計予算は、総額106億9,121万円であります。令和元年度予算に比較しまして6億7,054万3,000円の減額ではありますが、100億円を超える大型予算であります。令和2年度の一般会計予算は、厳しい財政状況ではありますが、地域の福祉、保健、教育、安全・安心、そして地域活性化などを総合的、積極的に進めているように思われます。

令和2年度紀北町一般会計予算のうち、特に評価しますのは、第2款・総務費、第1項・総務管理費、第2目・文書広報費の文書取扱事業のうち旧志子小学校改修工事、第5目・財産管理費の町有財産管理事業のうち相賀橋架け替えに伴う町民センターの解体事業、第6目・企画費、地方バス運行対策事業のうち新交通システム実証事業、第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費、民生共通事務事業のうち旧引本小学校改修事業、第8款・消防費、第1項・消防費、第5目・災害対策費、防災行政無線整備事業のうち防災

行政無線の戸別受信機の全戸配布であります。

これらの事業を個別に賛成の意見を申し述べます。

旧志子小学校改修工事は、公文書を地震・津波などから安全に保存するための改修事業であり、町行政にとりまして必要な事業であります。公文書は、公文書の管理に関する法律によりますと、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とされております。要するに、公文書は地方行政の根幹であり、住民の財産であります。この行政の根幹であるこの財産を地震・津波などから守ることは、紀北町の行政にとりまして特に必要なことでもあります。このようなことから、旧志子小学校改修工事を高く評価いたします。

続きまして、相賀橋架け替えに伴う町民センターの解体事業は、三重県とする相賀橋架け替え工事に伴うものであります。財源としましては、三重県から町民センター等移転補償費などであります。

町民センターは昭和50年4月14日に竣工式が行われました。この町民センターで多くの結婚式が行われました。また、この年には三重国体山岳競技の開始式が全国から選手が集まり、今の海山体育館で行われました。思い出深い町民センターではありますが、相賀橋の架け替え工事に伴い解体されることとなりました。相賀橋の架け替え工事は防災上、交通安全上、必要なことでもあります。早期の完成を望んでおります。

新交通システム実証事業は、高齢化や核家族等による移動困難者の移動手段の確保と公共交通空白地の解消を目的として、市町村運営有償運送による新交通システムを試験的に実施する事業であります。高齢者の多くは住み慣れた地域で暮らすことを望んでおりますが、高齢者にとりまして医療施設への通院、また買い物などに不便をきたしております。地域の交通システムの構築は、地方行政にとりまして緊急の課題であります。

この新交通システムは過去の経験が少ないように思われます。このような事業は強い意志を持ち、実施しながら冷静に検証し、事業の方向性を定める、このことが重要であります。新交通システム実証事業を高く評価し、その成果を期待しております。

続きまして、旧引本小学校改修事業は、紀北町社会福祉協議会海山支所などの移転による改修工事であり、校舎を再利用するのに有効な事業であると思われれます。また、公共の事務所を置くことによりまして、地域振興、防災の拠点となります。

今後、ますます少子高齢化が進みますので、さらに検討をして旧引本小学校、旧引本幼稚園の跡地利用を進めることが重要であります。地域の発展の基礎となる旧引本小学校改修事業を高く評価いたします。

続きまして、防災行政無線のデジタル化に対応した戸別受信機の全戸配布は、防災、そして行政情報の伝達に欠かせないものでありまして、安全・安心なまちづくりに必要なものがあります。厳しい財政状況の中での決断を高く評価いたします。

以上、主な賛成理由を述べてまいりましたが、本議会に提出されました令和2年度紀北町一般会計予算は適切な予算であることを確信しまして、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。

議長の許可を頂きましたので、反対討論を行います。

議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算に計上されている図書室移転費5,510万円、社協移転費5,715万円、計1億1,225万円について反対討論を行います。

具体的な理由を申し上げますので、議員の皆様、ご理解とご賛同をいただきますようお願いいたします。

私は、3月16日の一般質問で申し上げましたが、相賀橋の架け替え工事に伴い解体する図書室は、ふなつ幼稚園を廃園にしてその後に図書室を移転させる、このことによって社協を引本小跡に移転させなくても済み、移転費5,510万円がそっくり残ります。この中から2,000万円ぐらいを使い、2年ぐらいかけて引本地域の活性化の構想と基本計画を策定すべきと尾上町長に提案しました。

私になぜこのような提案をしたか申し上げます。

社協が使命とする支え合いのまちづくりをするため、社協の人たちが毎日忙しく動き回っておりますが、この人たちはもちろん社協を訪ねてくるたくさんの人たちの利便性を考え、また引本地域の狭く見通しの悪い道路事情から、引本小跡地は社協海山支所に不適合です。2つ目、引本小143年の歴史、卒業生7,704名の様々な思いを大切に生かしていくことが大切です。3つ目、96年の木造校舎、公共建築遺産と体育館及び木造校舎、幼稚園、引本一の広さを誇る運動場の一体的活用を考えなくてはならない。4つ目、昔は漁業で栄えたまち、現在は魚、ノリ、カキの養殖のまち、貸しボード、レジャーボード、釣船、釣堀のまち、栄えた町並み、魚市場跡、お寺、神社等々を資源材料にしたポテンシャルの追及をすべき。5つ

目、津波、台風、地球の温暖化の防災への備え。6つ目、銚子川、熊野古道、和具の浜、大白海岸、船越との連携。7つ目、引本出身成功者、まちづくりの専門家、事業家のアドバイスを得る。

以上、引本地域の活性化を考える上で当然のことではありますが、全く検討・議論されていないのが大変残念です。引本を支え守ってくださった大正、昭和の人たちは嘆き悲しみます。私はこれらのことを貫きたいと思い、同僚議員と行動をしましたが、修正案は準備不足、先輩議員から附帯決議の方法もあるとそのようなアドバイスも頂きましたが、これも不成功に終わりました。

このようないきさつを踏まえ、断腸の思いで反対討論を行いました。何とぞご理解をいただき、ご賛同くださいますよう、何とぞ何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

7番、奥村仁。

議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

当初予算である議案第33号には、住民の生活をフルサポートする人材である大切な職員の給料等の予算、そして今後の町内交通システムを考える大きな一歩となっている新交通システム実証事業の予算、そして新たな事業展開や高齢化地域の活力の向上を後押しをする社会福祉協議会移転、旧引本小学校改修の事業ほかに係る予算、高齢者や障害者に係る大きな予算、リサイクルセンター、火葬場、環境衛生センターなど住民の生活に密着している施設の維持管理に関する予算、そして国の補助、町単等により完成に向け引き続き見込んでおられる海岸保全施設整備事業予算、町の施設の中でも大きな利益につながっている事業でもある森林公園オートキャンプ場の管理運営に係る事業、道路、橋梁、河川、港湾、漁港などの維持管理に対する予算、そして防災行政無線のデジタル化に伴う戸別受信機を各家庭に配布するという購入費を見込んでおる予算、小・中学校のIT学習を進める校内LANを構築するという、今後の小学校・中学校がIT化されていくというところをしっかりとつくっていく、地元の子供たちの学習能力を高めるということに対する予算、図書室の移転や公民館のピア

ノの購入予算である大きな寄附を頂いたことに対する予算、そして町民にとって大切な水道設備の維持に必要な水道事業費用予算、そういうもののほかにも継続して取り組んでいくべき大切な事業予算が含まれており、各事業をしっかりと進めていくための予算だと考えております。

ただ、町民センターの改修・解体や図書室の移転、社協の移転などまだまだ細かな内容については変更すべき、考え直していくべき点も考えられるため、我々議会への提案や意見聴取などをしっかりとしていただきながら、慎重に予算執行を進めていただきたいと考えております。

以上の理由から、議案第33号については賛成の立場で討論といたしたいと思います。皆さんの賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

議長の許可を頂きまして、議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算に反対の立場で討論に参加させていただきます。

そもそも地方自治体の役割の本旨というのは団体自治、住民自治であり、私たち議員は政策の決定に関して執行部と共に決定者としての責任を持っていくべきだと、責任は極めて大きいと思います。

議会の役割としましては、自治体の政治機関として決定者、つまり自治体の予算、条例、重要な案件などを決定する役割は議会にあります。また、2つ目は、決定後の執行体制の監視でございます、チェックでございます。3点目が集約者としての役割。これは何かといいますと、民意を適宜十分に聞き取り、それを集約して政策に反映する役割だと思っています。最後に、4つ目ですけれども、これは提案者として役割でございます。単に執行部が出された提案に対してマルとバツをするんじゃなくて、私たちも提案、考えをやっぱり述べていくべきだと思っています。首長を中心としました執行部の提案で足りない部分や、あるいは民意の聞き取りの不十分な点、そういったものを勘案し、提案し、場合には修正もする、これが我々議会の役割だと思っています。

一般質問の最初のときも出ましたけれども、執行部からもし相談の場がない場合、我々は提案に対して議員はどうすればよいか、どうすれば民意を反映できるか、それは町の将来に

係る重要案件につきましては民意を丁寧にくみ取り、議員同士で研究をし、それを執行部に提案し、建設的な意見を戦わせて政策を研ぎ澄ましていくことが大切だと私は思います。

今回の一般会計予算、先ほど柴田議員も言われましたけれども、反対をするのは実は断腸の思いでございます。反対の理由は次の1点でございます。ほかの面は全て、私は賛成の立場であります。それは社協の移転の問題でございます。委員会のときは、私は賛成しました。ただ、そのときの説明で、住民に説明がしていないというような執行部側の話がございました。その後、私はいろんなところに調査しました。昨日も走り回りまして、関係者、利用者そういった方にいろいろ聞き取りしました。5人以上にちょっとやらせてもらいました。大体様子が分かってきました。

結論は、こういう町の将来を左右する重要な私、案件だと思っています。利用者や関係者に事前の問いかけやとか、納得していただくプロセスがほとんど感じられませんでした。一部の職員、一部の関係者にはやってみたいですけれども、ほとんど感じられません。私はこういう問題はもっと時間をかけてやるべきだと思います。

引本地区へ移転すること、それ自体は私は反対しません。プロセスです。本来は、これは継続審議しまして半年ぐらいじっくり練って、いろんな方に聞いて、利用者、関係者にいろいろ聞いて、もちろん図書関係もございまして、聞いてから私は決めるべきだところ思います。その結果、引本地区になれば、私はそれでよいと思います、みんなに聞いていたら。

ということで、今この当初予算を認めてしまいますと決定なんです。私はそういった半年なら半年いろいろじっくり聞いて、それで引本になったらそこで補正予算出して、それで私は賛成します。それだったら賛成します。今の状態で、みんなの意見を聞いていない、一部の職員、一部の執行部、そういった方の意見だけで、こういう重要な案件をすぐ決めるのは非常に残念であります。

ただ、私はこの反対するのに伴いまして、ほかの実は会計予算が止まってしまうのは非常に苦しいんです。非常に私は嫌なんですけれども、こういう方法しかありません。今ここで認めてしまいますと、引本を認めてしまったら話も根回しもせずに認めてしまうことにつながりますので、あえて私はそういう立場で一般会計予算に反対の立場で表明させてもらいました。議員諸氏のご同意をいただきますよう、ぜひお願いします。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

8番 樋口でございます。

賛成の立場で討論いたします。

この3月議会における議案第33号 令和2年度一般会計予算は、紀北町の行政運営はもとより、山積する行政課題に対してスピード感を持って対応することが求められております。詳細につきましては前者議員からお話がありましたので、私は現状の紀北町に置かれております立ち位置から申し上げたいと思います。

中でも現在、世界、日本、そして紀北町にも忍び寄っております新型コロナウイルスによる社会的・経済的影響は見過ごせない状況になっているのは、住民の皆さんも議員の皆さんもご存じのとおりであります。特に行政においては、卒業式を初めイベントやセレモニー、そして必要な会議等々、また公共施設等の使用止め、不使用等々こういった点においても、今後いろいろなところで住民生活の不自由さが増してくることは歴然としております。これからどうなるのか、どうなっていくのかという不安の渦中におります。そんな状況下において、この予算がストップすることにもなれば予算執行が遅れになり、住民の皆様にも悪影響を及ぼすことは火を見るよりも明らかであります。それだけでなく社会の中で人の動きが止まり、その上、金の動きまで止まることはあつてはならないことだと私は考えます。

まずは、町民の皆さんに安心感を持っていただくことが、議員の務めであると考えてところでございます。速やかに審議を終え、目の前の見えない敵コロナウイルスと闘おうではありませんか。我々議員が行う行動は、想定されるコロナウイルスの我が町に及ぼす影響を推しはかり、対策案を行政執行部に提案することであります。町長の尻をたたくことであるように私は考えております。

議員の皆さん、次のステップに進もうではありませんか。ご賛同をお願いいたします。

以上です。

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

近澤チヅル君

11番 近澤チヅル議員

議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算の反対討論を行います。

人口が減り、子供たちの笑い声も遠くなり、地域が寂しくなっております。その上、消費税が昨年10月から上がり、目に見えない新型コロナの流行など私たちの不安はさらに大きく

広がり、先行きの見えない苦しい気持ちに浸っている中での町の予算です。こんなときこそ、このような国の悪政や見えない敵に防波堤となる予算が、今年度ほど求められている年はありません。

総務省の家計調査によれば、増税直後の10月の実質家計消費は、前年度比マイナス5.1%と前回14年4月の増税時を上回る落ち込みとなっており、町民の皆さんの暮らしは大変になっております。そんなときこそ暮らし、経済への対策が一番に求められますが、実情は今回の公民館や会館の改革で使用料1回100円を新たに徴収するなど、思いやりがありません。そして、ほとんどが値上がりです。本当に許すことができません。

また、これは国策ですが、マイナンバーカードに関する予算もたくさんあり、職員の皆さんの仕事が増えております。マイナンバーカードの施策は国の施策ですけれども、国民の監視、個人情報の漏えいなど様々な問題を抱えております。そのカードの交付予算として、新たにカード取得に対するプレミアム率25%のポイントを付与する予算や、カードの健康保険証への利用開始に向けての医療機関などへのカード読み取り端末の設置予算など国の思惑を体現するような予算がめじろ押しで、この地域でも大変な思いで過ごしております。

また、廃校の問題、紀北町の人口が減っていく中で廃校となり、文化のとりでを失った地域の人々にせめて希望を与えることができるように配慮することが学校の跡地利用の原点だと思います。しかし、志子小学校改修費用として予算が上がっておりますが、これは書庫に改修されるためのものであり、その上、地域住民の皆さんへの事前の相談もありませんでした。住民への相談がないのは、先ほどから他の議員の皆さんもおっしゃっておりますが、引本小学校の社協の移転についても全く同じことが行われております。共生社会のモデル地域をつくると言いながら、その第一歩となるこの移転の前に住民に説明が全くなされなかったのは、どうやって住民の皆さんと共に共生社会をつくっていくのか、全く理解に苦しみます。

また、ごみ問題についても同様でございます。ごみ減量と言いながら昨年の予算額と同額になっており、ごみを減らそうという町民の皆さんの思いに応えることができません。

鳥獣害対策についても、毎年、猿、イノシシ、鹿の被害に頭を悩ませ、農作物をつくる、また花をつくるのも意欲をなくして困っており、また、もうまちまで猿が出てきて皆さんを苦しめておりますが、この対策費も昨年度同額で、本当に皆さんを助ける気持ちがあるのかと思います。

子育て支援の子ども医療費助成無料化も、昨年と全く同じ高校卒業まで通院だけとなっております、進歩がありません。

このように憲法では、国民が主権と言いますが、国民の皆さんに情報を開示して主権者の皆さんと進んでいかなければ、このような大変なときにまちづくりはできません。そして、今年初めて職員の数が会計年度任用職員の皆さんの数を下回りました。日々の仕事はもちろん、予想される災害に対応することができなくなります。今必要なのは正職員を増やすこと、職員の増員です。人件費を削れば交付税の算定が有利になる仕組みを廃止し、人員確保を後押しする仕組みに転換するよう、どうぞこの紀北町から国に求めてください。

そのことを何よりも要求して、私の反対討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

議案第33号 一般会計予算、それに対する賛成討論をさせていただきます。

今回の一般会計予算は、約100億超の予算でございます。皆さん反対討論されている方々の気持ちも分かりますけれども、私も議員をやってきて同じような時期もありました、思いもありました。

しかし、考えていただきたいのは、この100億超の予算の中で皆が納得できるような予算を組めるかということなんです。それを私は今言っているように、町長1人がつくるんじゃない。やはり後ろにおる紀北町を将来背負っていく有能な、いわせばここは中央でいうたら官僚集団だと、また頭脳集団だと言っています。その方々も皆さんの言われるいろいろな地域の町民の皆さんの意見も聞き、町長1人で1万6,000人の町民と話しするわけにいかない。その中でいろいろな情報を町長に伝えながら、予算編成をつくっていくものだと私は思っております。

一つ一つ挙げれば切りがない。しかし、また一つ一つ弁解するようなことを言っても何もならないので、しかし、今回は大きく分ければ新交通システムの関連する予算、私は一般質問でも言ったり、どうしてもこの事業は日本の全国の自治体でもない交通システムだと、これをぜひ成功させないかん、そのためには止まるわけにもいかないと思っております。

それでまた、相賀橋に関しては、これ県の事業の関連の中で紀北町だけやめるわけにいかない。これを止めてしまえば県の事業も滞ってしまう、そういうことも皆さんも考えていただきたい。紀北町の単独の考えだけでは予算はできないということも。

また、長老さんが言われる引本小の社協のこれも分かります。分かりますけれども、ただそれはこちらの執行部としては、行政の施策というものはやはり過疎地に対していろんな公共施設を持って行ってそこで過疎的なところをいかに止めるか、いかに遅くするかというような施策も必要かと思います。だから、町の町営住宅等にしても、以前からもそうですけれども、過疎の地域へ建てます、また未開発の地域に建てたりして、その地域を住宅を建てながら人口を増やしていくというような施策もあります。

だから、私は今回、皆様をお願いしたいのは、やはりこの100億超の予算を止めてしまえば本当に重大なことなんです、これ。町全体のいろいろな支障があります。私は止めることじゃなくて、皆さんをお願いしたいのは、この部分はいろいろなそりゃ不満もあるだろうと思います、町長に対しても、また執行部に対しても。しかし、それは皆人間は万全じゃないから、また自分のやはり独自の考え、また意思を持ってのいろんな予算へ各課組みます。そういう中でやはり今回すぐに反対だということじゃなくて、一応こういうところはこういうので改善してかないかんよという猶予期間というか、そういうことの中で指摘をしていただいて、来年度は気をつけてくださいよというやっぱり忠告を与えながら、それを指摘しても何度も同じような予算編成やっているというんだったら私も駄目だと思います。

しかし、今年の出た予算の中で取り上げて一つ科目的に、これに対してはこうだというようなことになるならば、私は以前やとったのは、私自身ではこの部分は反対しますけれども、あとは全体止めるわけにいかないから私は今まではこの部分に対しては反対しますと、しかし、全体に関してはいろんな支障に係るわけですから、我々は先ほど岡村議員も言われたように町民の皆さんの民意も反映せなあかん、そうでしょう。それとまた執行部の我々は間に入るとるような格好になるんです。だから、町民の皆さんの意見も聞きながら、伝えながら、また執行部の考えも聞きながら、そこを調整するのが我々議員の立場じゃないかなと。

だから、今回皆さんをお願いしたいのは、初めて今回反対討論された方は新しい議員が大半だと思いますので、私も歩んできました。だから、この部分に対しては反対だけでも、次、気をつけてくれと、しかし全体を止めるわけにいかないから、この一般会計予算には本年度の一般予算には賛成しますというようなこともありますので、敵対するんじゃないで執行部と、やっぱり融和をいろんな問題共有しながら解決していく。それは町長も言っとるように執行部と議決権を持った議会との両輪をもって、やはりこの紀北町将来の大きなところへ持っていくようなところへ協力していただいたらと思っておりますので、ぜひちょっと外れたかも分らんけれども、私の賛成討論とさせていただきます。

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

6番 原隆伸。

議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

今回、この一般会計反対するのは非常に残念なんですけれども、問題点としては、まず1番としては引本小への社協の移転、これについて住民に説明していないということがまず1点です。これは看過できない、イロハのイの問題です。

そして、2番目として企画費の地方バス運行、この問題についても今後の紀北町を左右する重要な問題、だからこの問題についてはもっともっと議論を深めて万全のことをやる必要があるのに、不安点が非常に多い。

それから、3点目としては、やっぱり社協というのはいろんな対応のときに軸となって動く組織体、部隊といってもいいと思うんです。そういうところが下手すれば立ち遅れる可能性を秘めた位置に立つ、一番重要なときにおける危険性があるということです。

こういう問題が現在起きてくるということは、小学校、幼稚園閉鎖が今続いています。これは時代の流れとはいえ、やっぱり子供たちを安心して産めるような、また働くところのないようなそういうようなことがこういう結果を生んで、そしてまたそこから生まれた引本小学校の閉鎖に伴ってもう重要なグループの社協がそこへ移動する、これは私は今までの紀北町の施策の谷間というんですか、至らぬところが露呈したことだと私は思っています。もっとももっといろんなことを一つ一つ石を積むようにやっていけば、恐らくこんな問題は生まれなかった、そのように考えます。

政治は結果です、結果が全てです。どんなきれいごとと言っても何もならない。議員は事一番大事なときにどういう選択をすべきかというところで、一番自分に得にならない方法を選べということを議員必携にも書いてございました。私は今こそ、これを実行すべきときであると思って本当に顔色を変えて対応したんですけれども、力不足のために修正動議を出すことはできませんでした。3月のときも修正動議を出そうとしたけれども、出せなかった。この出せなかったことを教訓に二度とこういう懸念はないだろうなと思ったんですけれども、また生まれたことで今度もう本当に自分の力不足を非常に悲しく思うんですけれども、こういう事態になって、もしこれが否決されたらどうだろうと住民の方も議員さんも不安に思っ

て、また不安を皆さんに呼びかける議員の方々も多くございました。

しかしながら、これは執行部の責任でございます。執行部が住民や我々が不利益をこうむらないように、町が今後どうやっていくのか、これを真剣に考えて責任を取って対応していただくものと思っております。皆さんのご協力のほどよろしく申し上げます。失礼します。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

東清剛君。

14番 東清剛議員

14番 東清剛です。

議案第33号 紀北町一般会計予算、106億9,121万1,000円に対しての賛成討論をさせていただきます。

前者賛成議員の討論の中におきましては、いろいろ重要な事業がたくさん盛り込まれております。これは熱心に皆さん理解されてよく分かっている。それで、今回、先ほど賛成議員ありましたけれども、一番世間を騒がしておるのがこの町の姿です。何ですか、コロナウイルスそれに対しての対応をしていかないかん。その次は、もう一つはやっぱり南海トラフの津波対策が一番大事だと思います。その中で防災デジタル無線の予算として9億何がしかを見て、戸別受信機を配布しようとしております。そういう大事な予算がほかにもたくさん賛成議員述べましたので、重ねて申しませんが、重要なものがたくさんございます。

それで、もう一つは、ここでこの予算が否決されると行政の機能が全くストップしてしまうと。給料、職員が175名で約16億、17億円近い金額。それで、今年度から制度が変わった会計年度任用職員182人の4億5,000万円からの、それだけの公共に携わっている人々がみんなストップになってしまいます、機能停止してしまいます。これは少なくとも防がないと、全く機能停止させていいんですかということです。

それで、もう一つは、反対討論の理由を聞きますと、引本のこと、社協のこと、何点かしかないわけです、また「えがお」のこととか。そうしたら、やっぱり少なくとも修正案にする、まずその部分で。あとできなかったというやはりそれはそういう部分だけではやっていかないと全体を機能停止にしてしまう原因になりますから1つのことで。

それから、あとは附帯決議という手もあります。これで事業計画ずっと予算入っていますけれども、これは決まったわけじゃないですから当然変更の可能性もある、皆さんの意見を聞きながら進めるような事業内容、少なくとも金額、金を確保していかないと事業が進めら

れないわけですからその辺のことを皆さんご理解いただきまして、今回はぜひともこれに関しては、仮にこれが否決されたら私怖くて逃げ出さんといかんということだから、我々町民の意見を聞いてないと、我々は議員ですから、町民の意見を聞いています。町長も一番大事な皆さんに選ばれた町長ですから、その人に付託して執行権を与えている、それで執行してもらっているわけですから、ぜひともその辺のことを十分理解していただきまして賛成お願いいたします。どうもありがとうございました。

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了します。

平野隆久議長

ここで、3時40分まで休憩といたします。

休憩後、採決を行います。

(午後 3時 22分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議に入ります。

(午後 3時 40分)

平野隆久議長

ただいま、議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算の採決を行います。

再度申し上げます。採決に当たっては、挙手されない方は反対者とみなしますので、ご了解ください。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第31 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第32

平野隆久議長

次に、日程第32 議案第34号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第32 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第33

平野隆久議長

次に、日程第33 議案第35号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第33 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第34

平野隆久議長

次に、日程第34 議案第36号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第34 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第35

平野隆久議長

次に、日程第35 議案第37号 令和2年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第35 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

平野隆久議長

ここで、町長から追加議案が提出されておりますので、追加議事日程の配付を行うため、この場で暫時休憩といたします。

(午後 3時 44分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 46分)

日程の追加

平野隆久議長

町長から追加議案が提出されました。

お諮りします。

本件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

平野隆久議長

それでは、追加議事日程第1 議案第38号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

お諮りします。

3月16日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、追加議事日程第1 議案第38号の審議に当たっては会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については委員会の付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第38号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うことから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきましては提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平野隆久議長

続いて、内容説明を求めます。

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

それでは、議案第38号の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第38号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月18日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うことから、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

本条例は、地方自治法の一部改正に伴い、本年4月1日から施行される部分について、これを引用する紀北町監査委員条例及び紀北町水道事業の設置等に関する条例の2条例につい

て、条ずれが生ずることから、本条例を改正しようとするものであります。

2ページは、改正文でございます。

令和2年4月1日から施行するものであります。

改正内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、3ページですが、紀北町監査委員条例の一部改正でございます。左が新条例、右が旧条例となっています。

第6条は、請求又は要求による監査で、旧条例では、地方自治法第243条の2第3項を引用しておりましたが、この条が243条の2の2に改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。内容の変更はございません。

次に、4ページをお願いいたします。

紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除で、先ほどと同様に旧条例では地方自治法第243条の2第8項を引用しておりましたが、これが243条の2の2に改正されたことに伴い、本条例を改正するもので、内容に変更はございません。

以上が議案第38号の内容であります。よろしくご審議をお願いいたします。

平野隆久議長

以上で、議案の提案説明並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今、総務課長から説明を受けたんですけれども、この243条の2の2というのは第3項のということで監査委員の条例の一部改正、また同じように2の2の3項で今度は水道事業の設置等に関する条例の一部改正ということなので、この基本になる243の2の2というのはどういう条文なのか、それをちょっと教えていただきたい。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

243条の2の3につきましては、地方自治体の長は職員が損害を与えたというときには、監査委員に対しその事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定するこ

とを求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命じなければならないという項目でございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

その243条の2の2の中に、この監査条例とか水道事業の設置等に関する条例とかあるやろ。そこの2の2がどういうあれなのかということなんです。その中で同じ3項と今度は8項になっているでしょう。最初は2の2の3項、それで2の2の第8項、この条文がどういような法律の条文は分かるんやけれども、これ条文じゃないでしょう。このままじゃないでしょう、これは。243条の2の2の第3項、第8項というのをこの条文を見せてもろたら分かるけれども、大体。これはあくまでも町条例に合わせた改正なり書いてあるわけでしょう。その条文が分からんから、どんなものかなと。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

先ほど申し上げましたのが第3項でございまして、第8項には水道事業会計に対する賠償責任のことが書いてございます。それが243条の2というのが基でございまして、その243条の2が243条の2の2に変わったということでございまして、3項、8項というのがそれぞれ先ほど申し上げましたように普通会計の部分とそれから水道事業会計の部分ということで2つに分かれておりますので、それぞれ監査委員条例では3項を規定しておりますし、水道事業会計では8項の規定ということでございますので、それぞれ規定している部分がございまして、そういうふうな変更でございまして。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

だから、説明を受けなくても分かるように243条の2の2の前後、1項、2項、3項と皆ありますから8項もありますから何項あるか分からんけれども、それを条文で出してもろたらこちらで分かるということを言いたいんです。それを改正分の法律を載せてもらったら分かる。今の説明では、総務課長言ったのはそこから抜粋して関係なところだけ写しとるやろ。本文は分からな、何のために書いとるんか分からんところもあるやんか。2の2ということ

は付け加えておるわけやで、そうでしょう。だから、それをしたほうが分かりやすいよということをちょっと言っておきたい。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

内容につきましては、このような形でこれまで改正という形で出させていただいたんですけども、資料という形でそういうことでお出しすることはできると思いますので、要求ございましたらその都度、資料としてお渡しさせていただくということによろしいでしょうか。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

平野隆久議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

3月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会されました本定例会では、令和2年度当初予算ほか諸議案につきまして本日まで終始熱心にご審議をいただき、全議案を原案どおりご可決をいただき、誠にありがとうございました。

さて、春の気配が感じられる季節となり、あと2週間余りで新年度を迎えることとなりますが、全国的に広がりを見せる新型コロナウイルス感染症について、町民の皆様への罹患、町内の経済活動への影響を大変心配、懸念しているところでございます。

紀北町におきまして、令和2年度は合併して15周年となり、私も町長就任10年目を迎えることになり、初心に立ち返り、常に恕、思いやりの心を持ちながら町政のかじ取り役を担わせていただきたいと考えております。町の目指すべき将来像である「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、紀東地域産業や各種団体活動など全てが元気になる施策を推進し、健康や笑顔をつくり、幸福の基礎となるの下、生涯現役で元気に暮らせるまちづくりに向け、職員一丸となりワンチームで諸事努力してまいる所存でございます。

また、本定例会で頂きましたご指導やご提案を考慮しながら、山積する行政課題を的確に解決していきたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございます。

平野隆久議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月3日に議会を開会し、長期にわたる定例会も本日閉会を迎えるわけでございます。こ

の間、議員、町長以下執行部の皆様には一般会計予算、特別会計予算、条例制定等々の慎重審議いただき、厚く御礼を申し上げるところでございます。

なお、今年度末をもって退職される職員の皆様方におかれまして、長きにわたり、本町発展のためにご尽力賜りましたことに対し、議会を代表して深く感謝の意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。今後においても健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

これにて令和2年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時 00分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年 6 月 9 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

瀧本 攻

紀北町議会議員

近澤チヅル